

平成21年度

包括外部監査結果報告書

「徳島県教育委員会及びその所管の団体の
財務に関する事務の執行全般について」

徳島県包括外部監査人
元井 信介

第1章 包括外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件の名称（テーマ）	1
3 監査を実施した期間	1
4 監査従事者	1
5 利害関係	1
6 監査テーマ選定の理由	2
7 監査の着眼点	2
8 主な監査手続	2
第2章 徳島県教育委員会の概況	3
1 徳島県教育委員会組織図	3
2 徳島県教育委員会各課等の事務分掌	4
3 徳島県教育委員会の予算の概要と推移	5
4 徳島県立学校の教員、生徒数の推移	6
第3章 監査の結果及び意見	8
第1 教育委員会の組織及び事務分掌	8
1 組織及び事務分掌についての問題点	8
2 教育委員会の組織及び事務分掌に関する指摘・意見	10
第2 各種契約	11
1 契約の種類と手続	11
2 一者随意契約の例とその問題点	11
3 相見積もりの例とその問題点	20
4 一般競争入札参加者が少ない例とその問題点	26
5 指名競争入札の指名者数が少ない例とその問題点	29
第3 授業料	31
1 授業料の所管課	31
2 授業料の納付義務者	31
3 授業料の減免手続	32
4 授業料の徴収手続・未収金の回収	33

5	授業料の不納欠損処理	33
6	授業料に関する指摘・意見	34
第4	奨学金	35
1	徳島県奨学金制度の概要	35
2	奨学金返還金の未収状況	35
3	奨学金返還に関する事務管理の状況	35
4	延滞利息の処理	36
5	保証人への請求手続	36
6	奨学金に関する指摘・意見	37
第5	未利用財産の活用・処分	38
1	未利用財産の内容	38
2	未利用財産の活用・処分の検討状況	40
3	未利用財産に関する指摘・意見	46
第6	各県立学校の実情	48
1	調査方法	48
2	物品の寄附、管理	50
3	エアコンの設置	55
4	自動販売機の設置、収入の扱い（自動販売機会計）	58
5	P T A会費その他学校関連会費の管理	62
6	学校再編	69
第7	徳島県立総合教育センター	71
1	施設の概要	71
2	施設の利用状況	72
3	相見積もりの手続	74
4	弁当販売、自動販売機設置の実情	75
第8	財団法人徳島県埋蔵文化財センター	76
1	財団法人徳島県埋蔵文化財センターの概要	76
2	指定管理業務における経費処理の問題点	76
3	委託事業の委託費算出方法	77
4	（財）埋文センターに関する指摘・意見	78

第9章	文化の森総合公園文化施設	79
1	文化の森総合公園文化施設の概要	79
2	文化の森総合公園文化施設についての監査手続	79
3	平成17年度包括外部監査における指摘・意見に対する措置の状況	79
4	措置状況に関する指摘・意見	115
第4章	監査意見の総括及び指摘・意見の一覧表	118

第1章 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び徳島県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件の名称（テーマ）

① 監査対象

徳島県教育委員会及びその所管の団体の財務に関する事務の執行全般について

② 監査対象機関

徳島県教育委員会及びその所管の団体並びに教育委員会所管の予算執行に関連する部局

③ 監査の対象とした期間

平成20年度。ただし、必要に応じて平成19年度以前及び平成21年度も監査の対象とした。

3 監査を実施した期間

平成21年6月3日から平成22年3月3日まで

4 監査従事者

① 包括外部監査人

弁護士 元井 信介

② 包括外部監査人補助者

弁護士 山本 啓司

公認会計士 井関 勝令

5 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第252条の29に定める利害関係を有していない。

6 監査テーマ選定の理由

徳島県は、厳しい財政状況が続く中、歳出内容等を見直す必要に迫られているが、その歳出の中で教育費が占める割合が公債費の次に大きい状態が続いている。また、昨今の社会の変化、少子化傾向に対応して、将来を担う子どもに対する教育を見直し、充実させる必要も強いといえる。

そして、このような予算の規模や教育の重要性に鑑みれば、教育委員会などによる教育行政に関連する事務執行に対する県民の関心も高いと思われる。

そこで、教育委員会の財務に関する事務執行が適切であり、また有効で効率的、経済的になされているかを監査する必要があると考え、テーマとして選定した。

7 監査の着眼点

- ① 教育委員会及びその所管の団体に関する財務事務は、関係法令等に準拠して適正に執行されているか。
- ② 教育委員会及びその所管の団体において、適切な予算執行がなされているか。
- ③ 教育委員会及びその所管の団体の組織や事務分掌は、事務処理の効率化や手続の適正化の観点から見て適切か。
- ④ 教育委員会及びその所管の団体における施設の維持管理は、適切に行われているか。
- ⑤ 教育委員会及びその所管の団体において、資産や債権の適切な管理がなされているか。また、資産の有効活用が図られているか。

8 主な監査手続

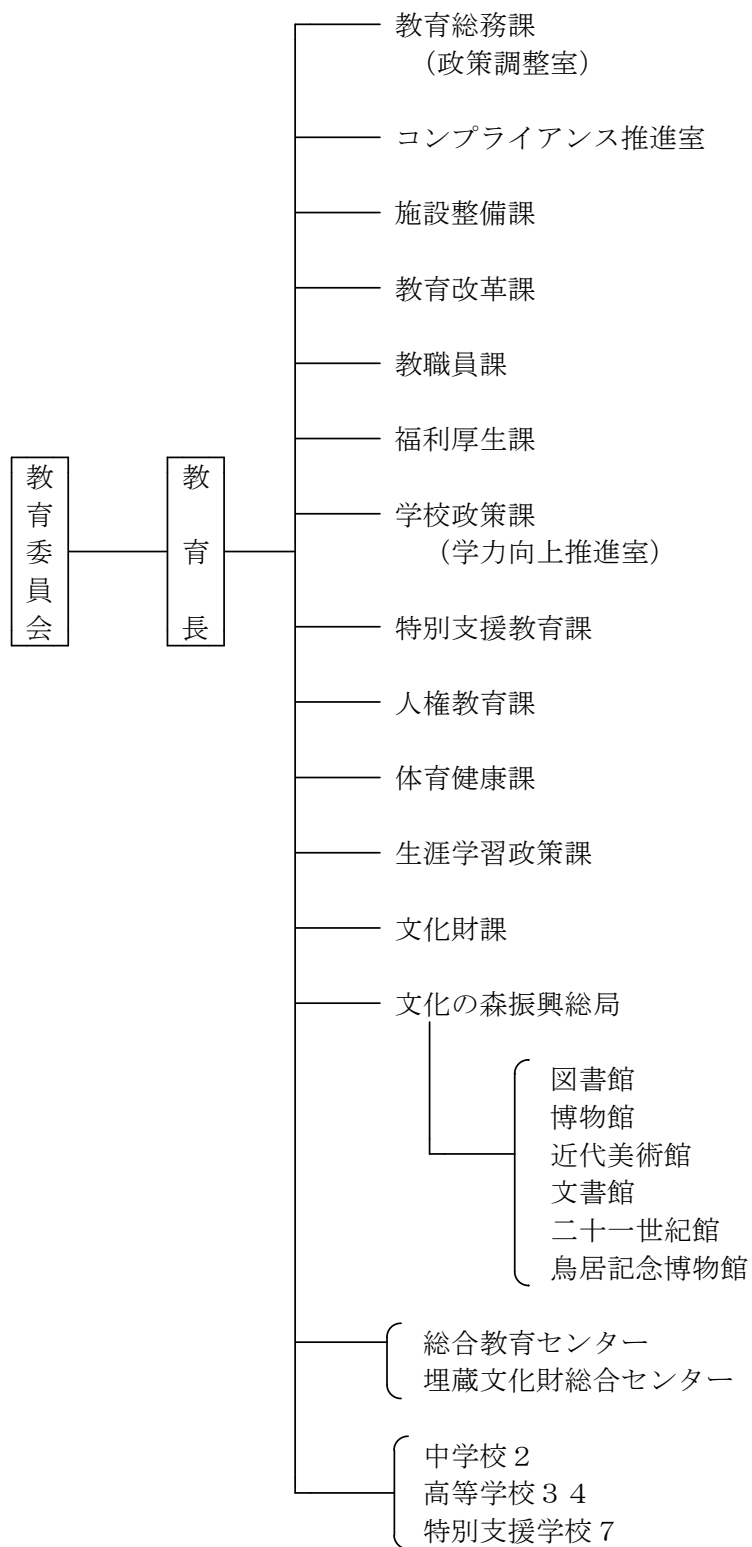
それぞれの担当者へのヒアリングを行い、また関係する文書、資料を取り寄せ、これらを精査し、分析した。

また、必要に応じて県立高等学校等の現場を視察し、現地にて担当者へのヒアリングを行い、関係する文書、資料を精査し、分析した。

これらの結果を整理、検討し、報告書を作成した。

第2章 徳島県教育委員会の概況

1 徳島県教育委員会組織図



2 徳島県教育委員会各課等の事務分掌

課名	事務分掌
教育総務課	委員会の会議、条例案等の審査、公印管守、争訟の指導、褒賞、事務組合、広報・広聴等、儀式、事務局職員・職員の人事・勤務条件・定数・研修、行政組織、権限の配分、職員団体
政策調整室	事務局予算、教育行政企画、調整、政策の評価、請願、陳情、教育振興計画の推進
コンプライアンス推進室	職員のコンプライアンス、公益通報等処理
施設整備課	教育機関の施設整備、国庫補助事業に伴う負担金等の配分、教育財産、学校施設の耐震化の推進
教育改革課	教育改革の事務、高校教育改革推進計画、高等学校に係る募集定員の設定、調査統計、徳島県教育振興審議会、教育振興計画の策定
教職員課	教育関係職員の任免・分限・懲戒・服務・表彰その他人事、県費負担教職員の任免・分限・懲戒・表彰・勤務条件・研修、学校の職員組織、職員団体、市町村教育委員会との連絡調整、教育職員免許、職員の給与（退職手当を除く）
福利厚生課	教職員の福利厚生・退職手当・恩給・退職年金、職員の健康管理、労働安全衛生、公務災害補償及び通勤災害補償、公立学校共済組合、教職員互助団体
学校政策課	学校教育施策の企画、調整、学校の課程・学科等の設置及び廃止、授業料の減免、奨学金、就学奨励援助、生徒指導、生徒の入学・転学・退学、通学区域の設定、入学者選抜、教育文化活動の振興、教育文化関係団体、県立総合教育センター
学力向上推進室	教育課程、学習指導、職業指導、教材及び教具、指定校及び実験学校、教育環境の整備計画指導、教育の情報化の促進、教育研究団体
特別支援教育課	特別支援教育、特別支援学校の入学者選抜、免許法認定講習、就学指導委員会

人権教育課	人権教育の企画・調整、人権教育の推進、人権教育指導者の育成、調査研究・啓発及び指導助言、人権教育推進本部、地域改善対策奨学金
体育健康課	体育の振興、保健、給食、安全管理及び安全教育、免許法認定講習
生涯学習政策課	生涯学習・社会教育の企画・調整、社会通信教育、社会教育関係団体、公民館・図書館・博物館、社会教育主事の資格認定、家庭教育の支援、県立牟岐少年自然の家
文化財課	著作権、文化財の保護・活用、銃砲刀剣類、埋蔵文化財総合センター
文化の森振興総局	文化の森総合公園文化施設・鳥居記念博物館（以下「文化施設等」）の運営、文化施設等の予算の調整、美術品の取得

3 徳島県教育委員会の予算の概要と推移

① 当初予算の推移

(一般会計)

(単位 千円)

区 分	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
県予算(A)	501,134,000	500,091,000	477,796,000	453,481,000	442,258,000
教育委員会 予算(B)	91,771,895	92,665,141	91,798,501	86,969,350	80,317,478
シェア (B)／(A)	18.3%	18.5%	19.2%	19.2%	18.2%

② 当初予算の推移 (費目別)

(一般会計)

(単位 千円)

区 分	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
教育総務費	10,163,612	10,615,057	11,366,212	11,867,299	9,821,470
小学校費	30,683,374	30,511,687	30,357,060	28,465,669	27,691,194
中学校費	17,818,280	17,533,546	17,448,113	16,354,710	15,920,273
高等学校費	23,206,474	24,036,037	22,982,978	21,848,707	18,742,401

特別支援学校費	6,555,127	6,674,741	6,838,207	6,601,990	6,405,165
社会教育費	2,266,533	1,991,380	1,634,839	1,535,139	1,415,083
保健体育費	1,078,495	1,302,693	1,171,092	295,836	321,892
計	91,771,895	92,665,141	91,798,501	86,969,350	80,317,478

(注) H20年度から、競技スポーツ及び生涯スポーツに関する事務が、知事部局に移管している(保健体育費)。

③ 当初予算の推移(性質別)

(一般会計)

(単位 千円)

区分	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
人件費	80,488,408	80,742,397	81,226,833	77,294,651	73,355,068
投資的経費	5,767,563	6,612,917	5,957,522	6,158,192	3,616,313
維持補修費	174,629	165,748	124,253	74,789	69,575
負担金、補助金 及び交付金	615,104	556,753	542,798	351,409	330,834
貸付金	27,864	3,312	1,008	840	840
繰出金	177,330	167,140	157,149	143,357	162,772
その他行政費	4,520,997	4,416,874	3,788,938	2,946,112	2,782,076
計	91,771,895	92,665,141	91,798,501	86,969,350	80,317,478

4 徳島県立学校の教員、生徒数の推移

(単位 人)

区分	H17年度		H18年度		H19年度		H20年度		H21年度		
	教員数	生徒数	教員数	生徒数	教員数	生徒数	教員数	生徒数	教員数	生徒数	
高校	全日制	1,680	20,896	1,676	20,267	1,622	19,348	1,578	18,874	1,539	18,507
	定時制	94	617	94	604	94	588	93	581	101	579
	通信制	24	1,173	22	1,093	21	974	20	920	20	835
	小計	1,798	22,686	1,792	21,964	1,737	20,910	1,691	20,375	1,660	19,921

中学校	14	240	27	433	32	512	34	588	34	584
特別支援学校	635	809	649	828	652	808	664	827	667	809
計	2,447	23,735	2,468	23,225	2,421	22,230	2,389	21,790	2,361	21,314

第3章 監査の結果及び意見

第1 教育委員会の組織及び事務分掌

1 組織及び事務分掌についての問題点

平成21年度の徳島県教育委員会（以下「教育委員会」という）の組織及び事務分掌は、「第2章 徳島県教育委員会の概況」のとおりである。

教育委員会は大きく分類して15の課等に分かれており、それ以外に各学校が所管する事務や教育委員会以外の部局が所管する事務もあるため、結果として事務分掌が非常に細分化されてしまっている。しかし、これほどまでに細かい分掌が必要なのかどうか、むしろ細かい分掌によって一貫性のある合理的な事務処理が阻害されている面があるのではないかという疑問がある。

例えば、以下のような場面では、事務分掌が細分化されてしまっているが故に、一貫性のある合理的な処理が阻害されているのではないかと懸念がある。

① 大型機械等の備品類の購入、管理

県立学校等、教育委員会の出先機関が物品を購入する場合は、1000万円未満は出先機関の長の権限で、これを超える場合は金額に応じて教育委員会事務局の所管課長、教育長、知事の執行権限となる。また、一品300万円以上又は一廉600万円以上の物品を購入する際には、「物品購入審査委員会」の審査を経ることが別に定められている。

このため、大型機械等を購入する際には結果として300万円未満は各学校が所管し、これ以上の額については教育委員会事務局が所管することになっている。

そして、教育委員会事務局が所管する場合、工業高校等の専門学校の産業教育に必要な物品については施設整備課、理科教育（国補助事業）に必要な物品については学校政策課、それ以外の物品については教育総務課の所管というように、それぞれ分かれている。

さらに具体的に見ると、工業高校2校と水産高校1校が統合して設立された徳島科学技術高校の実習船の購入や、特別支援学校のスクールバスの購入は、例外的に教育総務課が所管しているようである。

また、教育委員会事務局が物品購入する際の事務執行は、原則として知事部局の管財課が行っている。

そして、購入後の管理は各学校が担当している。

このように、大型機械等の備品類については、購入金額、学校の種類、その目的、購入・入札事務・管理の各段階などによって複雑に事務分掌が分かれており、また上記実習船やスクールバスのように一見したところではその所管がよく分からないものもある。

上記分掌状況では、事務処理の効率化が図られているのか、責任の所在が曖昧になりはしないかなどの危惧がある。

② 各施設の工事、管理、処分等

建物や屋外施設の工事等は、施設整備課が全体の予算や計画を立案するが、工事契約の入札事務は250万円以上の契約であれば営繕課が行っている（250万円未満は施設整備課が執行）。

学校内の食堂についての建物使用許可は、各学校にて行っている。

各校長公舎、職員公舎は、福利厚生課が所管している。

これら以外の未利用施設は、施設整備課が所管している。しかし、未利用施設である山川少年自然の家については、所管は施設整備課であるものの、現地の管理は生涯学習政策課が担当しているようである。

そして、財産事務は、知事部局の管財課が総括し、財産の処分、有効活用等については、その財産を所管する部局が分掌している。

このように、各施設の工事、管理、処分等については、工事金額、予算及び計画と入札事務の各段階、具体的な施設の種類などによって複雑に事務分掌が分かれている。

上記分掌状況では、事務処理の効率化が図られているのか、責任の所在が曖昧になりはしないか、適切で合理的な工事契約の締結がなされているのか、施設等の適切な管理、有効利用が図られているのか、未利用施設の処分等について真剣な検討がなされているのかなどの危惧がある。

③ 授業料に関する事務

県立学校の授業料は、予算計上は教職員課が所管し、授業料の単価決定は教育

総務課が所管し、減免手続は学校政策課が所管し、徴収手続・未収金の回収は各学校が行い、授業料の不納欠損は教職員課が所管している。

このように、授業料に関する事務は実に3つの課と各学校にまたがって分掌されている。

具体的には後に詳述するが、事務処理の効率化が図られているのか、責任の所在が曖昧になりはしないか、未収金の適切な管理等が確保できるのかなどの危惧がある。

④ 生徒、教職員に関するトラブル等

県立学校内での生徒の事故については、学校政策課が所管している。しかし、部活動に関わる事故等については、運動部は体育健康課が、文化部は学校政策課が所管している。

また、教職員の服務に関することなどは教職員課が、教職員のコンプライアンスに関することはコンプライアンス推進室が所管している。

このように、一口に生徒の事故、教職員に関するトラブルといっても、これに対応する事務は複数の課や室に分掌されている。

上記分掌状況では、事務処理の効率化が図られているのか、責任の所在が曖昧で、かえって責任の押し付け合いになりはしないか、トラブルに対する統一的で適切な対応がなされているのかなどの危惧がある。

2 教育委員会の組織及び事務分掌に関する指摘・意見

[意見]

事務処理の効率化、責任の所在の明確化、手続の適正化などの観点から、課や室の統合を含め、事務処理の一元化を図る方向で、事務分掌を見直すべきである。

第2 各種契約

1 契約の種類と手続

教育委員会に関わる契約には、工事契約、委託契約、物品購入契約などがある。

そして、契約締結に至る手続には、入札（一般競争、指名競争）、相見積もりを取った上での随意契約、一者随意契約などがある。経済合理性の観点からいえば、価格競争が広い範囲で公正になされることが期待できる一般競争入札が最も合理的であり、価格競争がまったく行われない一者随意契約は合理性が低いということになる。

2 一者随意契約の例とその問題点

① 設計業務等

1) 外部監査人において工事契約に関する資料を調査したところ、各高等学校の校舎新築や改築において、設計業務とは別に設計意図伝達業務を発注している例が複数存在した。そして、設計業務契約については一般競争入札により契約の相手方を選定するが、その後に発注される設計意図伝達業務は、「・・・設計その2業務」という名称で設計業務を受注した業者と一者随意契約により契約締結している。

そして、「・・・設計その2業務」の例は以下のとおりである。

業務名	契約金額	契約年月日
総合技術高等学校（仮称）新築設計その2業務	8,505,000円	H19.9.20
城南高等学校校舎改築（第2期）設計その2業務	2,415,000円	H19.9.20
富岡東高等学校羽ノ浦校体育館改築設計その2業務	1,260,000円	H19.12.6

2) この点、所管課に確認したところ、上記業務を一者随意契約により契約締結した理由を、次のとおり説明している。

すなわち、平成13年2月15日付で国土交通省から出された「建築工事監理

業務委託の基本方針について」で、監理業務は第三者性を確保する必要から、原則として設計業務の受注者とは異なる者との間で契約するとの方針が示された。その場合、設計者の設計意図を施工業者まで明確に伝達する「設計意図伝達業務」は、監理業務受注者にはできない業務であり、これをどのように行っていくかが問題となった。そこで、この不具合を解消し設計意図を施工業者に正確に伝達し効率的施工を行うため、「・・・設計その2業務」を元設計者と同一業者に発注することとしたものである。

- 3) しかし、このような取り扱いをすれば、上記のような高額な「・・・設計その2業務」が、一者随意契約という価格競争がまったく行われたい手続によって契約締結されてしまうことになる。

せっかく当初の設計業務について一般競争入札により厳格に経済合理性を追求しても、「・・・設計その2業務」で高額な金額で契約締結するようなことになっては意味がない。例えば、当初の設計業務について一般競争入札を実施された際には低い金額を提示して落札し、「・・・設計その2業務」契約の際に金額を上乗せするという事態もあり得るのである。

〔指摘〕

「・・・設計その2業務」は当初設計契約の内容に含ませて全体として一般競争入札により価格競争が行われるようにするのが望ましい。仮にそれが困難であるとしても、単純な一者随意契約ではなく、例えば設計契約締結の際に「・・・設計その2業務」の金額について具体的な基準を提示して確認するなどして、「・・・設計その2業務」が経済合理性を損なわない額で契約できるような方策を講じるべきである。

② 自家用電気工作物保守管理業務

- 1) 県内各学校に設置されている高圧電力を受電し、学校施設内に電力を供給する設備の保守管理業務については、教育総務課が一括して一者随意契約にてA協会に委託している。

そして、上記委託契約の平成20年度の契約金額は、年間1027万円となっ

ている。

- 2) この点、所管課である教育総務課は、上記業務を一者随意契約により契約締結した理由を、A 協会が緊急時に迅速対応が可能な営業拠点を県内各地に有していること、これまで事故を起こさずに業務を履行した実績があることなどに鑑みると、生徒の安全安心の観点からは当該業者以外に考えられないからであるとする。
- 3) しかし、上記設備の保守管理業務は、その業務の性質や技術面から見ても、A 協会以外の業者では対応できないというようなものでは決してない。

また、緊急時の対応についても、他の業者では対応できないという具体的な根拠がよく分からない。なお、平成20年度を見ても、停電や警報についての報告が3件あった程度に過ぎず、緊急時の対応がたびたび必要という業務でもないようである。

所管課は、県内各学校の保守管理業務を一括して契約することで契約金額が割引されると説明するが、その割引額は年間10万円程度でしかなく、入札あるいは相見積もりによって価格競争を経た方が経済合理性が高いことは明らかである。

いずれにしても、上記所管課の説明は抽象的で具体性がなく、厳密に合理性を追求した上で一者随意契約としているものとは考えがたい。

[意見]

自家用電気工作物保守管理業務は入札等価格競争を経た手続によって契約締結すべきであり、少なくとも一者随意契約としてきた取り扱いについて、本当にそれが適切妥当であるかについて、きちんとした見直しを行う必要がある。

③ ネットワーク運用維持管理業務等

- 1) 外部監査人において委託契約に関する資料を調査したところ、情報システムの保守管理等の業務につき、継続して一者随意契約により契約締結している例が存在した。

その具体的な内容は以下のとおりである。

業 務 名	契約の相手方	年間契約金額	契約の始期
徳島県教育情報ネット	A	27,067,000円	H16～

ワーク運用維持管理保守委託業務			
徳島県教育情報ネットワークアプリケーションシステム保守及びシステム改修委託業務	A	25,893,000円	H16～
徳島県教育情報ネットワーク基幹設備保守委託業務	A	29,320,000円	H16～

合計 82,280,000円

2) この点、所管課である学校政策課は、上記業務を一者随意契約により契約締結している理由を、次のとおり説明している。

すなわち、平成15年度に情報システムアプリケーションソフトウェア開発業務につき、一般競争入札を二度実施したが、いずれも予定価格超過により、不調となった。そこで、入札時に最低入札価格を提示したA社と随意契約を締結して、上記開発業務を委託した。

このようにして開発されたシステムの保守管理等は、機器の構成・特性及び導入済みのプログラムを熟知していることが必要である。

そこで、当初開発業務を委託したA社に継続して一者随意契約にて保守管理等の業務を委託しているとのことである。

〔意見〕

そもそも当初開発業務の委託時にこれら問題点を十分に検討していたのかに疑問がある。このような事後に必ず保守管理が必要となる業務については、それに要する費用や契約のあり方を十分に検討した上で、委託契約を締結する必要がある。具体的には、開発業者以外の業者が保守管理できないというようなシステムを安易に採用したことには大きな問題があったというべきである。今後開発する情報システムについては、オープンソース化する等により開発業者以外の業者も

保守管理業務に参入できるようにすべきである。

また、すでに開発してしまっているシステムについても、別の業者にて保守管理することが現実的に可能か否かを具体的に検討すべきである。仮にそれが困難であるとしても、今後は、保守管理業務の具体的な内容から見て、適切妥当と思われる金額にて契約できるような何らかの方策を講じるべきである。

④ 学校警備業務

1) 徳島県立学校は全て、学校警備業務を委託している。その具体的な契約の内容は以下の表のとおりである。

学校名	契約の相手方	現在の相手方と 契約を締結した始期	契約金額（千円）	調達方法（相見積業者数）
城東高校	A	平成 16 年度	889	随意契約（1 者）
城南高校	A	昭和 50 年度	916	随意契約（1 者）
城北高校	B	平成 13 年度	907	随意契約（1 者）
城ノ内高校	B	昭和 55 年度	907	随意契約（1 者）
徳島北高校	C	平成 8 年度	970	随意契約（1 者）
城西高校 (分校)	B "	昭和 52 年度 平成 13 年度	907 479	随意契約（1 者） "
徳島工業高校	B	平成 2 年度以前	907	随意契約（1 者）
徳島東工業高校	A	昭和 53 年度	888	随意契約（1 者）
徳島商業高校	B	昭和 53 年度	907	随意契約（3 者）
中央高校	B	昭和 53 年度	907	随意契約（1 者）
小松島高校	A	平成 14 年度	889	随意契約（1 者）
小松島西高校	A	昭和 50 年度	889	随意契約（1 者）
勝浦高校	A	昭和 58 年度	889	随意契約（1 者）
富岡東高校 (分校)	A "	昭和 53 年度 "	888 "	随意契約（3 者） "

富岡西高校	B	昭和 53 年度	907	随意契約 (3 者)
阿南工業高校	A	昭和 59 年度	889	随意契約 (1 者)
新野高校	B	昭和 63 年度	907	随意契約 (1 者)
那賀高校	B	昭和 54 年度	907	随意契約 (1 者)
水産高校	A	平成 2 年度以前	888	随意契約 (1 者)
海部高校	A	平成 16 年度	888	随意契約 (1 者)
鳴門高校	B	平成 13 年度	907	随意契約 (1 者)
鳴門第一高校	B	昭和 50 年度	908	随意契約 (1 者)
板野高校	B	昭和 50 年度	907	随意契約 (1 者)
阿波高校	B	昭和 50 年度	907	随意契約 (1 者)
阿波農業高校	B	昭和 54 年度	907	随意契約 (1 者)
名西高校	B	昭和 51 年度	907	随意契約 (1 者)
鴨島商業高校	A	昭和 50 年度	889	随意契約 (1 者)
川島高校	A	昭和 50 年度	889	随意契約 (1 者)
阿波西高校	B	平成 9 年度	908	随意契約 (1 者)
穴吹高校	A	昭和 58 年度	888	随意契約 (1 者)
脇町高校	A	昭和 50 年度	889	随意契約 (1 者)
美馬商業高校	A	昭和 51 年度	888	随意契約 (1 者)
貞光工業高校	A	昭和 50 年度	888	随意契約 (1 者)
辻高校	B	昭和 50 年度	907	随意契約 (1 者)
池田高校	B	昭和 50 年度	907	随意契約 (1 者)
三好高校	B	昭和 50 年度	907	随意契約 (1 者)
盲学校	A	昭和 51 年度	821	随意契約 (1 者)
聾学校	A	昭和 51 年度	889	随意契約 (1 者)
板野養護学校	B	昭和 59 年度	907	随意契約 (1 者)
国府養護学校 (分校)	B 〃	昭和 51 年度 昭和 63 年度	592 〃	随意契約 (1 者) 〃
鴨島養護学校	A	昭和 59 年度	889	随意契約 (1 者)

ひのみね養護学校	B	昭和 60 年度	908	随意契約（1者）
阿南養護学校	D	平成 8 年度	596	随意契約（1者）
（分校）	B	平成 3 年度	908	〃

2) この表を見れば、契約の相手方が限定されており、ほとんどの契約が一者随意契約で締結され、契約金額もほとんどが90万円前後となっていることがよく分かる。

この点、各学校は、一者随意契約にて締結している理由につき、機械警備を委託しているところ、その機械が特定の業者が設置したものであるため、その業者への一者随意契約を締結するのが合理的であると説明する。

しかし、このような考え方を前提とすれば、結局その後も一者随意契約を継続せざるを得ず、価格競争はまったく行われなくなる。上記のとおり、契約金額がほとんど横並びになってしまっているのは、価格競争がまったく行われていないことが影響しているのではないかと推測される。

学校警備についても、既に述べたネットワーク運用維持管理業務と同様に、当初に機械を設置した業者だけと以後の契約を締結し続けなければならないというシステムを採用したことに問題があり、この問題を改善できないかについて真剣に検討すべきである。

3) また、各学校はそれぞれ規模も違えば所在地や周辺環境も違うが、同じ機械警備を実施するとしても設置が必要な機械の数や大きさにも違いがあるであろうし、どの学校についてもまったく同じ警備内容が必要であるとは思われない。にもかかわらず、上記のように契約金額がほとんど横並びとなっているのは、まったく不合理である。

このように契約金額がほとんど横並びになってしまっているのは、各学校の実情の違いや実際になされている警備の内容が十分検討されていないからではないかと思われる。

[意見]

各学校の実情に応じて必要となる具体的な警備内容を精査し、必要な警備内容

に応じた契約金額を厳密に検討し、交渉するなどして、合理的な警備業務の委託契約を締結すべきである。

⑤ その他の一者随意契約について

1) 上記以外にも、平成20年度に一者随意契約により締結されている契約が多数あるが、その理由に合理性がないと思われるものもいくつかあった。具体的には下記のとおりである。

学校等の名称	契約内容	契約金額	一者随意契約の理由
城南高校	物品等移転運送	1,313,000円	入札登録業者が県内に1者しかなかった
小松島高校	浄化槽維持管理	963,000円	2者に見積を依頼したが1者が辞退した
板野高校	ミシン購入	221,000円	対象ミシンの取扱業者が限られていた
徳島中央高校	暖房設備保守管理	1,180,000円	資格が必要で、対象設備を熟知している
二十一世紀館	設備運転管理	9,903,000円	対象施設を熟知している
	総合清掃管理・三館棟	5,189,000円	
	総合清掃管理・図書館	5,082,000円	

2) まず、城南高等学校・物品等移転運送は、校舎新築に伴う新旧校舎間の物品移転業務である。城南高等学校によれば、校内の指名業者選定委員会を開催して3業者を選定し、3業者による指名入札を実施する予定であったが、指名通知書を発送した後、2業者について徳島県管財課の業者登録期限が切れていることが判明したため、入札が実施できなくなったとのことである。

しかし、これは極めて初歩的なミスに起因する事態であり、本来そのような事態が生じないように、きちんと確認をしておくべきであった。

また、仮にアクシデントによって入札が成り立たなくなったとしても、価格競

争によって経済合理性を追求するためにも、できる限り再入札を試みるべきであるし、最低でも相見積もりを実施すべきである。

- 3) 小松島高等学校・浄化槽維持管理は、小松島市内の業者は2者だけであり、その2者だけから見積もりを取ったところ、1者が辞退して一者随意契約になったとのことである。

しかし、小松島市内の業者でなければならないという合理性は見いだしがたいし、できるだけ価格競争によって経済合理性を追求するためにも、さらに別の業者との相見積もりを検討すべきであった。

- 4) 板野高等学校・ミシン購入は、板野高等学校によれば、メーカーや必要な機能から機種を選定し、その機種を取り扱っている業者が1者しかないために、一者随意契約になったとのことである。

しかし、機種をそこまで限定しなければならないのかという点が不明であるし、結局1者しか取り扱っていないような特殊な機種を選定することが果たして合理的なのか、疑問である。

そして、このような機種選定の考え方によれば、結果として価格競争による経済合理性の追求という観点がまったく欠如してしまうことに鑑みて、改めて物品調達のある方を再検討すべきである。

- 5) 徳島中央高等学校・暖房設備保守管理は、徳島中央高等学校によれば、2級ボイラー技士の資格が必要であり、設備が老朽化しているという事情から当該設備の細部まで熟知している者が望ましいために、一者随意契約にしているとのことである。

しかし、少なくとも、他には誰も委託することができないという性質の業務ではない。徳島中央高等学校も、外部監査人の問いに対し、今後は複数の者から見積書を徴するなど、競争性の確保に向けて検討したいと回答しており、何らかの形で価格競争することは現実的にも十分可能である。

そうであれば、この契約についても、入札あるいは相見積もりにより、価格競争による経済合理性の追求を図るべきである。

- 6) 二十一世紀館・設備運転管理等につき、二十一世紀館は、
(ア) 三館棟に中央監視システムがあり、ここで図書館棟、文書館棟も併せて設備

運転業務を集中制御しており、業務内容が複雑で多岐に渡っている

(イ) 美術品等収蔵品の適正な保管のため、空調機運転等24時間体制で行う必要がある

(ウ) 設備規模が大きいため、電気主任技術者、冷凍機保安責任者、ビル管理士等の資格を持つ技術者並びに設備運転及び点検技術者が多数必要である

(エ) 4～5月は繁忙期であり、貸館・来館者・主催事業・公園利用者とも多く財産保全上、膨大な種類の設備の構造、運転に長けた業者に委託することが有利である

などと複数の具体的な理由を挙げ、一者随意契約が妥当であると考えていたというものの、それでも競争入札の実施は可能であると判断し、平成21年度から指名競争入札を実施していると説明する。

要するに、このような大規模で専門性が高く、複数の資格の必要な業務であっても、入札による調達は可能なのである。そうである以上、ぜひとも入札による価格競争を実施し、経済合理性を追求すべきである。

〔意見〕

一者随意契約が経済合理性の追求という視点に欠ける調達方法であることは繰り返し述べてきたとおりである。一者随意契約の合理性について、一見もっともであるかのような理由があっても、入札や相見積もりがおよそ不可能であるという業務は基本的に存在しない。

これまで一者随意契約にて調達してきたすべての契約について、改めて何らかの形で価格競争を実施する方向を模索すべきである。

3 相見積もりの例とその問題点

① 各学校における空調設備機器保守等の業務

1) 各学校における空調設備機器保守業務、消防設備保守点検業務、浄化槽維持管理業務、貯水槽保守管理業務は、そのほとんどが相見積もりにより契約締結されているが、相見積もりを実施しているにもかかわらず、その契約の相手方が長期間同じとなっている例が散見される。

20年以上同一の業者と契約を継続している契約は以下の表のとおりである。

〔空調設備機器保守業務〕

学校名	契約の相手方	現在の相手方と 契約を締結した始期	契約金額(千円)	調達方法(指名・相見積業者数)
板野養護学校	A	昭和59年度	971	随意契約(3者)
国府養護学校	B	昭和49年度	1,258	指名競争入札 (6者指名、6者入札)
鴨島養護学校	A	昭和52年度	940	随意契約(3者)

〔消防設備保守点検業務〕

学校名	契約の相手方	現在の相手方と 契約を締結した始期	契約金額(千円)	調達方法(相見積業者数)
城南高校	A	昭和55年度	146	随意契約(3者)
城ノ内高校	B	昭和57年度	257	随意契約(3者)
城西高校	A	昭和53年度	231	随意契約(3者)
(分校)	〃	昭和56年度	78	〃
徳島東工業高校	C	昭和53年度	177	随意契約(2者)
徳島商業高校	A	昭和53年度	362	随意契約(3者)
小松島西高校	A	昭和53年度	189	随意契約(3者)
富岡東高校	C	昭和56年度	164	随意契約(3者)
(分校)	〃	〃	60	〃
富岡西高校	C	昭和57年度	200	随意契約(3者)
阿南工業高校	C	昭和59年度	160	随意契約(2者)
(寮)	〃	昭和62年度	28	〃
鳴門第一高校	D	昭和53年度	200	随意契約(3者)
板野高校	A	昭和53年度	233	随意契約(3者)
阿波農業高校	E	昭和59年度	167	随意契約(3者)
名西高校	A	昭和58年度	192	随意契約(3者)

鴨島商業高校	A	昭和 53 年度	155	随意契約 (3 者)
川島高校	E	昭和 54 年度	188	随意契約 (3 者)
(寮)	〃	〃	34	〃
阿波西高校	E	昭和 60 年度	184	随意契約 (3 者)
美馬商業高校	E	昭和 54 年度	172	随意契約 (3 者)
貞光工業高校	E	昭和 58 年度	218	随意契約 (3 者)
(寮)	〃	〃	44	〃
辻高校	E	昭和 57 年度	199	随意契約 (3 者)
(寮)	〃	昭和 57 年度	45	〃
池田高校	E	昭和 58 年度	268	随意契約 (3 者)
三好高校	E	昭和 60 年度	172	随意契約 (3 者)
聾学校	C	昭和 52 年度	331	随意契約 (3 者)
板野養護学校	A	昭和 59 年度	217	随意契約 (3 者)
国府養護学校	A	昭和 55 年度	177	随意契約 (3 者)
(分校)	E	昭和 63 年度	100	〃
鴨島養護学校	A	昭和 54 年度	139	随意契約 (3 者)
ひのみね養護学校	C	昭和 60 年度	51	随意契約 (3 者)

〔浄化槽維持管理業務〕

学校名	契約の相手方	現在の相手方と 契約を締結した始期	契約金額 (千円)	調達方法 (相見積業者数)
城南高校	A	昭和 61 年度	140	随意契約 (3 者)
城西高校 (分校)	B	昭和 57 年度	95	随意契約 (3 者)
徳島東工業高校	C	昭和 57 年度	75	随意契約 (1 者)
小松島西高校	D	昭和 57 年度	895	随意契約 (2 者)
勝浦高校	E	昭和 57 年度	807	随意契約 (1 者)
富岡東高校 (分校)	F	昭和 59 年度	126	随意契約 (2 者)
阿南工業高校	G	昭和 62 年度	399	随意契約 (2 者)

(寮)	〃	〃	112	〃
新野高校	H	昭和 63 年度	290	随意契約 (2 者)
名西高校	I	昭和 58 年度	895	随意契約 (3 者)
穴吹高校	J	昭和 58 年度	849	随意契約 (3 者)
脇町高校	J	昭和 57 年度	816	随意契約 (3 者)
	〃	〃	115	〃
貞光工業高校	K	昭和 57 年度	406	随意契約 (3 者)
池田高校	L	昭和 56 年度	752	随意契約 (2 者)
三好高校	L	昭和 57 年度	384	随意契約 (2 者)
鴨島養護学校	M	昭和 61 年度	287	随意契約 (3 者)

〔貯水槽保守管理業務〕

学校名	契約の相手方	現在の相手方と 契約を締結した始期	契約金額 (千円)	調達方法 (相見積業者数)
城南高校	A	昭和 57 年度	397	随意契約 (3 者)
城西高校 (分校)	A	昭和 59 年度	150	随意契約 (3 者)
徳島商業高校	B	昭和 53 年度	434	随意契約 (3 者)
小松島西高校	A	昭和 57 年度	450	随意契約 (3 者)
富岡東高校 (分校)	A	昭和 58 年度	271	随意契約 (3 者)
	〃	〃	172	〃
富岡西高校	A	昭和 57 年度	220	随意契約 (3 者)
阿南工業高校	A	昭和 58 年度	239	随意契約 (2 者)
那賀高校	A	昭和 59 年度	176	随意契約 (3 者)
板野高校	A	昭和 53 年度	326	随意契約 (3 者)
鴨島養護学校	A	昭和 60 年度	152	随意契約 (3 者)

2) この点、外部監査人においてさらに過去の相見積もりの業者名と見積金額の推移を照会したところ、そのほとんどが同じ業者への見積依頼を繰り返しており、

その結果として同じ業者が選定されてきている。

また、契約金額も余り変動していない傾向がある。

- 3) この状況を見るに、相見積もり手続によって経済合理性を追求しようという意識はうかがわれにくい。

〔指摘〕

相見積もりの目的が経済合理性の追求にあるということを十分に意識し、例えばもっと多くの業者に見積依頼をすとか、積極的に見積依頼の業者を変更するなどの方針を取り、実のある価格競争を実施すべきである。

② 契約の細分化について

また、契約内容を細分化して、それぞれの予定価格を前提に相見積もりにより契約を締結している例も見られた。

具体的には、いずれも城西高等学校であるが、

- ・耐震化工事に伴う物品移転契約について、図書館と図書館以外の部分に分ける
 - ・無菌培養ダクト工事につき、空調機購入と加湿器購入に分ける
- という取り扱いがなされていた。

しかし、これらの契約は、あえて細分化する必要性がよく理解できない。耐震化工事に伴う物品移転契約について、図書館部分のみ別契約とする必要があったとは思われない。無菌培養ダクト工事について、工事後の機械設備を確認したが、ほぼ一体的であった。

〔指摘〕

これらの契約の内容を細分化した本当の目的は、細分化することで予定価格を下げ、入札やその他手続を要するような対象の契約となることの回避と思われ、この取り扱いは不適切であるといわざるを得ない。今後は価格競争によって経済合理性を追求するという意識を持つべきである。

③ その他の相見積もりについて

- 1) 上記以外にも、平成20年度に相見積もりにより締結されている契約のうち、その調達方法を再検討すべきではないかと思われるものもいくつかあった。具体的には下記のとおりである。

学校等の名称	契約内容	契約金額	予定価格
城西高校	カラーレーザープリンタ購入	106,000 円	
鳴門高校	グラウンド整備業務	2,467,500 円	2,480,000 円
鳴門第一高校	教室扉修繕工事	2,415,000 円	2,429,700 円
板野養護学校	教室転用等工事	2,415,000 円	2,450,000 円

- 2) まず、城西高等学校・カラーレーザープリンタ購入は、相見積もりをとった別の業者が1者にとどまり、その見積額は219,030円と契約金額の倍以上の金額であった。

同じ商品でありながら、これほどまでに金額の乖離があること自体、不自然で疑問がある。少なくともこのような金額の見積もりを1者だけとったことをもって実質的な価格競争がなされたものとはいえない。

上記契約の際には、さらにもう1者から見積もりをとり、実質的な価格競争を実施すべきであった。また、今後相見積もりをとる場合には、このような高額の金額を提示する業者を避け、別の業者からの見積もりをとるなどの工夫が必要であろう。

なお、同じような例として、平成20年度ではないが、阿南工業高等学校におけるパソコン購入があった。この契約締結では、当初3者相見積もりを実施しようとしたが、1者が辞退したため、2者の相見積もりとなった。そして、その2者の見積額は、約650万円と約520万円であった。このように、金額に大きな開きがあり、実質的な価格競争がなされたといえるのか、疑問が残る契約であった。この契約締結の際にも、そもそも1者が辞退した時点で別の業者からの見積もりを取ることを検討すべきだったし、また2者の見積額に大きな開きがあることに鑑みればさらに別の業者からの見積もりを取るべき必要性が高かったといえる。

- 3) 次に、鳴門高等学校・グラウンド整備業務、鳴門第一高等学校・教室扉修繕工事、

板野養護学校・教室転用等工事は、いずれも予定価格が250万円に非常に近い額で、相見積もりによって締結されている契約である。

この点、予定価格が250万円を超える場合には、本来入札を実施しなければならない。そして、上記3つの契約締結の際に取った相見積もりの具体的な金額の中には、250万円を超える金額もいくつか存在した。また、上記3つの契約の際に取った見積もり業者数は、いずれも3者のみであった。

確かに、上記3つの契約において、相見積もりにて契約締結することは、形式的には問題がない。しかし、このように、予定価格が250万円を超えないとしてもそれに極めて近い金額であり、相見積もりを取った場合には250万円を超える金額が示される可能性があるような契約については、経済合理性を追求するという観点からも、積極的に入札を検討してよいと思われる。そして、相見積もりによらずとも、その予定価格が250万円に極めて近い額であるということに鑑みれば、見積もりを取る業者数を3者より多くすることが望ましいといえる。

〔意見〕

相見積もりという手続の目的が何であるかを十分に意識し、今後は価格競争によって経済合理性を追求するという明確な意図のもとに行われるべきである。

4 一般競争入札参加者が少ない例とその問題点

- ① 外部監査人において一般競争入札により締結された契約に関する資料を調査したところ、入札参加者が極めて少ない例が複数存在した。

その具体的な例は以下のとおりである。

学校等の名称	契約内容	契約金額	入札参加者
施設整備課	徳島科学技術高等学校への移 転運送業務	28,875,000円	1者
教職員課	徳島県教員免許状原簿データ パンチ入力等業務一式	12,705,000円	1者

徳島工業高校（現徳島科学技術高校）	放射線測定装置ほか購入	1,868,000 円	2 者
同上	乾燥機ほか購入	1,491,000 円	2 者
同上	純水製造装置ほか購入	1,664,000 円	2 者
同上	電気マッフル炉ほか購入	1,812,000 円	2 者
徳島東工業高校（現徳島科学技術高校）	ネットワークセキュリティシステムサーバー機器類等購入	5,985,000 円	1 者
同上	サーバー用ラック	399,000 円	1 者

- ② まず、施設整備課・徳島科学技術高等学校への移転運送業務について、施設整備課は、精密機械等の設置、接続、調整、動作確認が必要であり、事前に履行能力証明書の提出を求めていたため、結果として入札参加者が 1 者になったと説明する。

しかし、多少業務内容が特殊であったとしてもこれを履行できる業者が 1 者しかいないというわけではないのであるから、入札の実施方法次第で複数の参加がなされた可能性は十分にある。

- ③ 次に、教職員課・徳島県教員免許状原簿データパンチ入力等業務一式について、教職員課は、昭和 48 年度以降の原簿データ入力を対象としていたため、業務量に比べて利益が少ない業務として敬遠されたのではないかと説明している。

しかし、上記説明内容は推測の域を出ず、それが本当の理由であったか否かは明らかでない。この契約の入札では、プライバシーマークを取得した業者であることなど、国が設定した条件が示されているが、そのような条件が必要であったとしても、この業務を履行できる業者は複数存在する。とするならば、やはり入札の実施方法次第で複数の参加がなされた可能性もある。

上記入札は、県のホームページのみで公告されていた。しかし、県のホームページでは、様々な入札情報が公告されており、その中からデータ入力業務を検索

することはできない。このような公告方法に鑑みれば、そもそもこの入札の実施が周知されていたのかどうか疑問がある。

また、仮に一般競争入札では参加者が1者しかいなかったとした場合に、改めてこの業務の履行能力のある業者について指名競争入札を実施するという形により、事実上周知する方法も考えられる。この点、教職員課は、全国的な処理期限があるため時間的な余裕がなく、再度指名競争入札を実施するには至らなかったと説明しているが、それほどまでに緊急性のある業務であったのか不明であるし、当初から再入札の可能性を考えたスケジュールを立てておけば対応できたはずである。

- ④ 徳島工業高等学校（現徳島科学技術高等学校）の各物品購入契約は、いずれも入札参加者が2者にとどまっている。

この点、徳島工業高等学校は、入札については県のホームページで公告しており、入札説明資料を取りに来た業者も複数いたので、その周知に問題はなかったと説明している。

しかし、これら物品購入に対応できる業者は多数存在するはずであり、入札の実施方法次第で多数の参加がなされた可能性は大きい。

- ⑤ 徳島東工業高等学校の各物品購入契約は、いずれも入札参加者が1者のみとなっている。

この点、徳島東工業高等学校は、入札説明資料を取りに来た業者も複数いたので、その周知に問題はなかったと説明している。

しかし、これら物品購入に対応できる業者は多数存在するはずであり、入札の実施方法次第で多数の参加がなされた可能性は大きい。

- ⑥ 一般競争入札に関する指摘・意見

〔意見〕

形式的には入札が実施されているものの、入札参加者が極めて少ない例があり、その場合には、実質的な価格競争がなされたと言いがたい。入札を実施する場合

には、その参加者数をできるだけ多く確保することを念頭に、公告方法を工夫し、広く周知を図るべきである。少なくとも県のホームページについては、入札情報を容易に検索できるシステムに変更できないか、検討すべきであろう。

5 指名競争入札の指名者数が少ない例とその問題点

- ① 外部監査人において指名競争入札により締結された契約に関する資料を調査したところ、指名者数が極めて少ない例が複数存在した。

その具体的な例は以下のとおりである。

学校等の名称	契約内容	契約金額	指名者数
総合教育センター	庁舎総合管理業務	35,910,000円	6者
徳島東工業高校 (現徳島科学技術 高校)	防爆冷蔵庫	899,000円	2者(指名競争入札により2者指名)
同上	大型プリンタ及びスキャナ	731,000円	同上
同上	マイクロコンピュータ実習装置	1,575,000円	同上

- ② 総合教育センター・庁舎総合管理業務

総合教育センターの庁舎総合管理業務は、契約金額3591万円と高額であり、価格競争を広い範囲で実施して経済合理性を追求すべき必要性が高いところ、本来であれば指名競争入札ではなく、一般競争入札の実施を検討すべきであった。

仮に、指名競争入札を実施するとしても、指名業者を6者に限定すべき合理的理由はなく、もっと多くの業者を指名することを検討すべきであった。

- ③ 徳島東工業高等学校（現徳島科学技術高等学校）・各物品購入

徳島東工業高等学校の物品購入契約のうち、三つについては、わずか2者を指名しての指名競争入札となっている。しかし、県契約事務規則では、指名競争入

札とするときは、3名以上指名すべきものとなっているが、これに違反していることは明白である。

この点、徳島東工業高等学校は、指名業者は物品購入委員会に諮った上で事前に応札できるか否かを指名予定業者に電話等により調査した上で指名をしているところ、このような調査の結果、2者となったと説明している。

しかし、これら物品購入に対応できる業者は多数存在するはずであるし、上記のような調査方法にとられる必要性もないのであるから、入札の実施方法を再検討すれば多数の参加がなされた可能性は大きい。

④ 指名競争入札に関する指摘・意見

〔指摘〕

指名競争入札を実施する場合には、そもそも指名者数が少ないと実質的な価格競争がなされない結果となってしまう。入札が価格競争によって経済合理性を追求する手段であるとの意識を明確に持ち、指名競争入札による場合には、できるだけ多くの指名者数を確保すべきである。

第3 授業料

1 授業料の所管課

すでに述べたとおり、県立高等学校の授業料は、予算計上は教職員課が所管し、授業料の単価決定は教育総務課が所管し、減免手続は学校政策課が所管し、徴収手続・未収金の回収は各学校長が行い、授業料の不納欠損は教職員課が所管している。このように、授業料に関する事務が3つの課と各学校長にまたがって分掌されている状況自体に合理性を欠く面があると思われる。

そして、具体的な授業料に関する事務の状況についても、以下のような問題がある。なお、以下の問題のいくつかは上記分掌状況と必ずしも無関係ではないと思われる。

2 授業料の納付義務者

県立高等学校の授業料の納付義務者は、「徳島県立学校使用料、手数料徴収条例」第3条において、「高等学校の在学者」と定められている。

この点、教職員課は、授業料の納付義務者は生徒本人とその保護者であるとの見解を示している。実際に、教育委員会にて作成している授業料の滞納が発生した場合の督促通知の書式は、宛名部分に生徒本人と保護者を連名で記載する体裁になっている。そして、教職員課が、生徒本人だけではなく保護者も納付義務者であるとの見解を示している根拠は、入学時に保護者から提出させる「誓約書」である。

このように、授業料の納付義務を、生徒本人だけではなくその保護者にも負わせるという取り扱いは、生徒が未成年者であり、無職者であること、生徒に必要な経済的な支出はほとんど全てその保護者が負担している実情があることなどに鑑みれば、特に問題であるとまではいえない。

しかし、授業料の納付義務は法的な義務であるから、義務を負担していることは明確にしておく必要がある。上記「誓約書」が、法的義務を負担させることを明示する内容となっているか否か、今一度確認しておく必要があるし、誓約書を提出する側の保護者にも確実に法的義務を負担するとの認識を持つような手続をとるべきである。例えば、誓約書の中には、「右の者はこの度貴校へ入学を許可せられましたので本人が学校の規則を堅く守ることは勿論在学中本人の身上に関する一切のこと

は保護者において引き受けることを誓います」との文言があるに過ぎず、「授業料」「債務」「保証」などの文言は一切記載されていないものがあるが、このような内容では、上記に述べた法的義務負担の明確性や保護者の認識の点で問題があるといえよう。

3 授業料の減免手続

① 減免の根拠規定

授業料の減免手続は、「徳島県立学校使用料、手数料徴収条例」第6条及び「徳島県立学校の授業料等の減免に関する規則」（以下「減免規則」という）で規定されている。

② 減免審査会での手続について

減免規則第6条1項では、知事が授業料の減免を決定するとし、同条2項では、「知事は、前項の規定による決定をしようとするときは、あらかじめ、徳島県立学校授業料等減免審査委員会の意見を聴くものとする」と規定されている。

さらに、減免規則第9条1項では、「授業料等の減免に関し調査審議し、知事に意見を述べるため、徳島県立学校授業料減免審査委員会（以下「減免審査会」という）を置く」と規定されている。減免審査会は、校長及び教育委員会の事務局の職員で組織するとされているところ、授業料の減免の可否は学校現場をよく知る者による意見を加味して決定するという趣旨があるものと思われる。

ところが、現実には、減免審査会は各年度当初に1回だけ開催され、その1回の審査も実質的には予め教育委員会学校政策課において特に確認したいと考える案件のみを確認しているに過ぎない。すなわち、各年度途中で減免審査がなされる案件や、各年度当初に審査される案件でも教育委員会学校政策課が確認の必要がないと考える案件は、減免審査会の意見が反映されていないのである。

教育委員会学校政策課は、1回だけ開催される減免審査会にて上記のような取り扱いにつき了承を得ているなどと説明する。

しかし、このような取り扱いは、減免規則が減免審査会を設置した趣旨を没却するものであり、問題がある。

4 授業料の徴収手続・未収金の回収

授業料の徴収手続・未収金の回収は、徳島県事務委任規則により学校長に委任されていることから、それぞれの学校で対応するものとされ、基本的には学校現場に任せている状態となっている。

しかし、授業料の徴収等の困難さは、各学校によって相当差がある。また、本来教員は生徒に対する教育を主な職務とし、学校もその教育を行う現場であるところ、このような立場の教員が学校にて生徒に対して金銭の請求をするのはやりにくい面もあると思われる。現に、授業料の未収金の問題で苦勞している学校も少なくないようである。

そもそも、授業料は県への歳入であるし、取り扱いは各学校ごとに異なるのではなくむしろ統一的になされるのが公平であるから、教育委員会にて一元的に管理をし、また具体的なサポートをすべき面があるのではなかろうか。

ここでも、事務分掌が果たして適切になされているといえるのかに疑問がある。

5 授業料の不納欠損処理

授業料債権は、公法上の債権であるから、本来納付すべき期限から5年が経過すれば時効により消滅する。こうして時効消滅した債権は、不納欠損処理をすべきことになる。

しかし、現実には授業料の未収金について5年の経過をもってきちんと不納欠損できているとはいえない状況にある。この状態では、結果として時効消滅してしまっている債権を請求してしまっているおそれがある。そうだとすれば、本来請求できないはずの債権を請求してしまっていることになるし、仮に請求に応じて支払いがなされてしまった場合にはその処理をどうすべきなのか問題が生じる。

おそらく、授業料の未収金についての一元管理がなされていないことも、きちんとした不納欠損ができていない要因になっていると思われる。だとすれば、この問題についても、複雑に事務が分掌されているという事情が関係しているといえる。

6 授業料に関する指摘・意見

〔指摘〕

法的な効果や既存の規定の趣旨を十分検討せず、これらを見做した安易な運用がなされている傾向がある。

例えば、授業料の納付義務者について、法的な意味での義務の負担が不明確となっていることや、授業料の減免手続で既存の規定を没却するような手続が行われていること、未収授業料の適切な不納欠損処理がなされていないことなどが挙げられる。

授業料は、歳入に関する事項であり、金銭債権の存否に関わる事項でもあるから、法的な意味や法的根拠などをきちんと検討した上で取り扱う必要がある。上記取り扱いについては、それぞれ今一度根拠を伴う取り扱いであるか、確認する必要がある。

〔意見〕

事務分掌が必ずしも適切とはいいがたく、それ故に問題が生じているのではないと思われる点が見受けられる。

例えば、授業料の徴収手続・未収金の回収に対する対応、未収授業料の適切な不納欠損処理がなされていないことなどが挙げられる。

このような問題も意識して、適切な事務分掌を検討すべきである。

第4 奨学金

1 徳島県奨学金制度の概要

徳島県奨学金は、高校生及び大学生を対象とする奨学金であり、貸与制である。

この奨学金制度は、「徳島県奨学金貸与条例」「徳島県奨学金貸与条例施行規則」を根拠規定としている。「徳島県奨学金貸与条例」は、昭和41年に制定された「徳島県育英奨学金貸与条例」を改正して成立したものであり、徳島県の奨学金制度は40年以上の長きにわたって続いてきた制度である。

2 奨学金返還金の未収状況

徳島県奨学金については、これまでその返還金の未収額が多いことが指摘されていたが、その具体的な状況は以下のとおりである。

〔返還金未収額の推移〕

年 度	返 還 金 未 収 額
平成16年度	28,243,520円
平成17年度	29,075,180円
平成18年度	30,592,420円
平成19年度	33,248,710円
平成20年度	36,397,820円

このように、徳島県奨学金返還金の未収額は多額に上っている上、毎年増加しており、しかも毎年の増加額は年を追うごとに増える傾向にある。

3 奨学金返還に関する事務管理の状況

奨学金に関する事務は学校政策課が分掌し、担当者を2名ないし3名配置している。この担当者は、人事異動に伴って一定の期間で異動している。

そして、奨学金返還については、従前から使用されてきたパソコンソフトによるデータ上の記録と、何冊にも渡る紙媒体の記録により、管理されている。

しかし、上記パソコンソフトでは未収金の発生時期などの検索ができず、未収金の発生時期などを確認するためには結局個々のデータをいちいち開いて画面上の記載から読み取っていく必要がある。また、紙媒体の記録にしても、検索可能性を意

識した整理がなされているわけではなく、やはりいちいち記録を開いて目で追って確認していく必要がある。

このような管理のあり方では、未収金の存在を見落とししたり、未収金の発生時期を見誤ったりする危険性が否定できず、その結果消滅時効に対する中断手続や後記の延滞利息の処理等、適切な事務処理ができなくなってしまうおそれがある。

4 延滞利息の処理

「徳島県奨学金貸与条例」第10条は、返還期日から遅れた返還金について、年7.25%の割合による延滞利息の発生を規定している。

ところが、実際の未収金返還手続においては、事実上延滞利息の請求がなされていないばかりか、延滞利息の計算すらなされている様子がない。なお、上記のように未収金発生時期の管理が不十分であるために、計算しようとしてもその作業は容易でない状態となっている。

奨学金元金の回収すらままならない状態において、延滞利息の回収が困難であることは理解できる。しかし、延滞利息も上記のとおり条例によって明確に発生している債権であり、本来は地方自治法あるいは地方自治法施行令に定める権利の放棄あるいは免除をして、不納欠損処分をする必要がある。このような手続を取らず、事実上請求しない取り扱いは、適切とは言いがたい。

この点、平成21年1月5日に学校政策課で作成された「徳島県奨学金貸付金返還指導マニュアル」には、「滞納者を自宅訪問した際に、できるだけ、この『延滞利息免除申請書』（様式第1号）を書かせるようにする」と記載されている。これは、地方自治法施行令第171条の7に規定された債権の免除によって処理しようという考えだと思われるが、このような方向で処理する場合には、同規定の要件（当初の履行期限等から10年を経過した後でもなお債務者が無資力またはこれに近い状態にあり、かつ弁済することができる見込みがないと認められるときなど）をきちんと意識して処理すべきである。

5 保証人への請求手続

徳島県奨学金の貸与には、連帯保証人が必要とされており（「徳島県奨学金貸与条

例施行規則」第3条参照)、実際に連帯保証人が保証債務を負担している。

しかし、奨学金の返還が滞った場合には、奨学生側が指定した住所地に請求の通知が送付されているが、送付先が奨学生本人である場合には、保証人への請求手続が行われていない状況にある。

このような取り扱いでは、保証人は自らが債務を負担しているとの自覚を持っていないおそれもあり、その結果保証人による保証債務の履行がなされていない可能性がある。

6 奨学金に関する指摘・意見

[指摘]

奨学金は、その制度の性質上、一定の割合で返還金の回収が困難となることは避けられず、したがってその未収額が増加しているとの一事をもって問題であるということはできない。

しかし、少なくともその返還状況を漏れなく把握できるよう、検索可能な管理をすべきであり、それによって適切な時効中断、延滞利息の処理を行うことは必要である。また、保証人に対する保証債務の履行請求をきちんと行うことも必要である。

これらの処理等をきちんと行った上で、なお回収困難である場合には、適切な手続を経て不納欠損処分とすべきである。

第5 未利用財産の活用・処分

1 未利用財産の内容

教育委員会が所管する財産のうち、現在未利用となっているものは、下記のとおりである。

〔施設整備課所管〕

【土地・建物】

種別	所在地	土地面積 (㎡)	未利用になった年度	未利用の経緯・今後の予定
旧情報処理 教育センター 旧教育研修 センター	徳島市万代町	5,659.62	H16年	総合教育センターの開所に伴い用途廃止。 公有財産活用推進会議，公有財産リフレッシュ会議に処理方針を諮り，土地の売却処分を行う方針となった。平成22年度売却に向け，現在境界画定作業中（筆界特定申請含む）。
旧穴喰商業 高等学校	海部郡海陽町	22,670.88	H18年	平成17年度末で廃校。土地については，町等から寄附を受けたもので，返還特約があるため，町へ譲与するが，建物の処理等をめぐり，町と協議中。
旧穴吹高校 一宇分校	美馬郡つるぎ町	815.1	H17年	平成16年度末で廃校。土地建物を譲与することで，一宇村と協議が調っていたが，合併後，つるぎ町が譲与を受けないとの方針に変わり協議中。
旧山川少年 自然の家	吉野川市山川町	48,842.11	H18年	跡地利用について公有財産活用推進会議，公有財産リフレッシュ会議に諮り，検討してきたが，現在までのところ，県，市，民間団体等による活用予定はない。引き続き県のホームページ(県有未利用地の情報)にて一般に情報提供し，利活用案を求めていく。
勝浦高校実 習地	勝浦郡勝浦町	1,766.80	H7年	みかん園として使用しなくなったため未利用となる。当該土地については建物があり建物撤去費用が土地価格を上回るため今後の方針は未定。

【土地】

種別	所在地	土地面積 (㎡)	未利用にな った年度	未利用の経緯・今後の予定
城西高校佐 古山演習林	徳島市佐古山	71,702.08	S55年	城西高校に林業科が無くなったことにより、利用していない。風致地区、砂防指定地、急傾斜地のため、処分等は困難

〔福利厚生課所管〕

【土地・建物】

種別	所在地	土地面積 (㎡)	未利用にな った年度	未利用の経緯・今後の予定
校長公舎	徳島市春日	369.66	H17年	H19年度、H21年度一般競争入札応札者なし
校長公舎	名西郡石井町	304.20	H12年	〃
校長公舎	徳島市八万町	272.50	H19年	H20年度、H21年度一般競争入札応札者なし
校長公舎	美馬市美馬町	546.66	H10年	売却に向けての条件整備を検討
校長公舎	徳島市住吉	198.01	H16年	売却に向けて作業中
校長公舎	徳島市北矢三町	331.70	H17年	H21年度一般競争入札により売却済み
校長公舎	徳島市大和町	257.91	H20年	H21年度一般競争入札応札者なし
校長公舎	阿南市宝田町	656.76	H12年	売却に向けて作業中
校長公舎	海部郡美波町	500.00	H19年	H21年度一般競争入札応札者なし
校長公舎	阿波市阿波町	385.78	H12年	〃
校長公舎	小松島市日開野 町	559.05	H19年	売却または有効活用を検討
校長公舎	阿南市富岡町	426.43	H20年	〃
校長公舎	吉野川市川島町	617.30	H20年	〃
校長公舎	徳島市鮎喰町	507.60	H20年	H21年度に医療政策課へ所管換予定
校長公舎	徳島市城東町	334.15	H18年	売却または有効活用を検討

校長公舎	小松島市中田町	233.42	H12年	〃
校長公舎	阿南市領家町	416.52	H10年	学校等での有効活用を検討
校長公舎	阿波市吉野町	454.47	H11年	〃
校長公舎	吉野川市鴨島町	156.00	H17年	団地と一体なので現状維持
校長公舎	三好市池田町	269.82	H20年	学校等での有効活用を検討
校長公舎	三好市井川町	683.85	H3年	〃
校長公舎	海部郡海陽町	380.04	H18年	売却または有効活用を検討
校長公舎	徳島市昭和町	430.66	H13年	H20年度、H21年度一般競争入札応札者なし
校長公舎	海部郡牟岐町	教育財産	H20年	建物の有効利用を検討
校長公舎	吉野川市川島町	教育財産	H16年	〃
校長公舎	美馬郡つるぎ町	教育財産	H10年	〃
職員公舎	那賀郡那賀町	町有地	H17年	建物の処分方針等について検討中
職員公舎	徳島市鮎喰町	254.30	H9年	H21年度に医療政策課に所管換予定
職員公舎	美馬郡つるぎ町	1637.42	H17年	処分方針等について検討中
職員公舎	徳島市名東町	224.40	H20年	売却又は有効活用を検討
職員公舎	名西郡神山町	1481.58	H9年	〃
職員公舎	海部郡牟岐町	教育財産	H20年	建物の有効活用等を検討

2 未利用財産の活用・処分の検討状況

上記のとおり、教育委員会には現在未利用となっている財産が数多く存在する。

そして、これらの未利用財産のうち、その有効活用・処分が十分に検討されていない、あるいは検討されたこととはうかがわれるが、実際は何らの処分も行われていない、または県自ら処分等を阻害する要因を作ってしまったと思われるものが少なくない。

以下、これらについて具体的に意見を述べる。

① 旧情報処理教育センター、旧教育研修センター

この不動産は徳島市万代町5丁目という徳島市の中心部に所在しており、その

地価は相当高い。また、土地の面積も大きく、資産としての価値は非常に大きいといえる。

このような大きな価値の財産が、ごく一部暫定的に利用しているものの平成16年度からずっと未利用となっており、それから5年経過した現在もまだ境界画定作業中であって、具体的な処分めどが立っていない。県有資産の有効活用という観点から、大きな問題がある。

所管課は、上記不動産を未だ処分ができていない理由として、一部隣接土地所有者の同意が得られていないことや法務局に提出されている地積測量図と現況に相違があることなどを挙げる。しかし、このような事情があったとしても、5年も期間を要する理由になるとは思われないし、未だ境界画定作業中という処理状況はあまりに遅いといわざるを得ない。

② 旧宍喰商業高等学校

- 1) この不動産のうち、土地は昭和42年に宍喰町及び個人から寄附を受けたものである。この寄附の際に、「寄附の条件」として、「徳島県が将来独立学校の施設、設備を教育施設としての用途廃止をした場合に、寄附物件は無償で宍喰町（現在の海陽町）に譲与すること」が定められていた。



このような条件が付されていたため、廃校となった現在、海陽町に無償譲与するしかないが、今なお処分が未了となっているのは、土地及び建物の有効活用の検討及び土地上の建物の処分について海陽町と協議をしているためである。

しかし、このような問題が生じることは、当初から十分に予想できたはずである。とすれば、県は、寄附の際に上記条件を付すべきではなかった、あるいは上記条件を付した以上、その土地上には建物を建築すべきでなかった、もしくは条件を付す際に建物の処分についてきちんと確認をすべきであったのであり、当時

の対応に大きな問題があったといわざるを得ない。

2) また、平成17年度末に未利用となってから、なお業者に警備を委託して年間754,110円の委託費用と年間約24,000円の電気料金を支出していた。この警備は、平成20年度末をもって終了したとのことである。

しかし、そもそも廃校となった学校について、業者に委託して警備を継続する具体的な必要があったのか、またその必要性について具体的に検討がなされたのか、疑問である。少なくとも、後記の旧穴吹高等学校一宇分校については廃校後に警備がなされた様子はなく、この旧穴喰商業高等学校についても平成21年度以降は警備を継続していないとのことであるから、従前も警備の必要性はなかったのではなかろうか。

なお、仮に警備の必要性があるのであれば、そのような未利用財産については未利用状態が続けばそれだけ費用がかかってしまうことになるのであるから、速やかな処分が必要性はさらに高まることになる。

3) さらに、土地面積は22,670.88㎡と相当広く、除草などの管理も必要であると思われる。

この点、所管課は、除草作業は正面玄関前などについて職員により実施していると説明をしている。

しかし、土地管理のあり方として正面玄関前などの除草作業で十分なのか疑問であるし、除草作業に職員が対応しなければならないという状況は行政事務の効率性に対する大きな障害となっているといわざるを得ない。

このような実情に鑑みても、未利用の不動産等、その管理に費用や手間を要する財産については、速やかに処分等を進める必要性が高い。

③ 旧穴吹高等学校一宇分校

この不動産は、平成17年度から未利用となっている。今後は、地元の町に無償譲与する方針だが、町側から建物の維持管理費の負担ができないという意見が出され、未だ協議が整っていないとのことである。

この不動産についても、前記旧穴喰商業高等学校と同様に、除草作業が必要であると思われるが、これについて所管課は周辺住民の協力を得ていると説明している。

いずれにしても、未利用財産のまま県が保有すれば、県が建物の維持管理費の負担や除草作業をしなければならない状態が継続することになる。

このような実情に鑑みても、未利用の不動産については速やかに処分等を進める必要性が高く、平成16年度末に廃校した学校について、未だに処分のめどが立っていないという処理状況は、極めて遅いといわざるを得ない。町へ無償譲与をするのであれば速やかに協議を進めるべきであるし、それが困難であるなら別の処分方法を具体的に検討すべきである。



④ 旧山川少年自然の家

1) この不動産は、平成18年度から未利用となっている。土地面積は48,842.11㎡と広大であり、その有効利用の必要性が高いが、再活用に当たっては、市街地から遠いことや地元との調整等の課題もあり、現在まで具体的な活用のめどは立っていない。

所管課は、今後の予定について、県のホームページで一般からの利活用案を求めていくと説明している。しかし、ホームページでの一般からの利活用案の募集はこれまでも行ってきたが、まったくその応募がなかったこと、さらに従前はそれに加えて各会議に諮って跡地利用を検討していたことなどの経過に照らせば、所管課が今後の利活用案を真剣に検討しているとは到底感じられない。

2) また、この施設について、平成18年度末に未利用となってから、なお業者に警備を委託して年間299,880円の委託費用を支出している。

しかし、そもそも利用しなくなった施設について、業者に委託して警備を継続する具体的な必要があったのか、またその必要性について具体的に検討がなされたのか、疑問である。

なお、具体的な警備に関する委託契約の内容を見ると、巡回は週1回（冬季は「随時」とされている）に過ぎず、仮に警備の必要性があるとすればこのような内容で足りるといえるのか、やはり疑問である。警備の必要があるというのなら、さらに充実した実効性のある警備を委託しなければ意味がなく、そうすればさらに未利用財産の管理のために必要な費用が大きくなることとなる。

3) そして、土地面積は前記のとおり広大であり、除草などの管理も必要であろうと思われる。

この点、所管課は、必要最小限の除草作業を職員が現地に赴く際に実施していると説明をしている。

しかし、このような程度の除草作業で適切な管理がなされているとは考えられない。県有財産である以上、本来はもっときちんとした除草作業等、適切な管理を行うべきであろう。

このような実情に鑑みても、未利用の不動産等、その管理に費用や手間を要する財産については、速やかに処分すべきである。

⑤ 勝浦高等学校実習地

この不動産は、もともとみかん園として使用していたが、平成7年度から使用しなくなった。かつてのみかん園のうちこの不動産以外の部分は、すでに勝浦町へ譲与したが、この不動産のみ譲与されなかった。この不動産には、老朽化した建物が存在するために譲与が困難となっているようである。

建物については現状のままでは使用できないほど老朽化しており、今後その維持管理に費用を要する事態や、さらに時が経過すれば倒壊等の危険が生じるおそれも懸念される。除草作業については、学校にて行っているとのことであるが、土地面積が広いことに鑑みれば、現在適切な管理ができているのか、今後もきちんと管理ができるのかについて疑問がある。また、本来学校にとって不要なはず

の作業であり、行政事務、特に教育行政の効率性に反する状況にもなっている。

未利用となつてからすでに15年が経過しようとしている現在も、なお処分等の予定が未定であるとの状況は、大いに問題がある。そのまま放置しておいても問題の解決にはならないのであるから、処分等についてあらゆる可能性を追求し、どうしても建物の撤去が必要であるならその方向で予算組みをするなどして、具体的な処分を検討すべきである。

⑥ 城西高等学校佐古山演習林

この不動産は、かつて演習林として使用していたが、城西高等学校の林業科が廃止されたことに伴い、昭和55年度から使用しなくなった。

除草作業については、勝浦高等学校実習地と同様に学校にて行っているとのことであり、土地面積がさらに広大であることに鑑みれば適切な管理に疑問があるし、教育行政事務の効率性に反する状況にもなっている。

所管課は、風致地区、砂防指定地、急傾斜地のために処分等は困難であるなどと説明するが、従前は演習林として使用されていた土地であり、利用可能性がないとは考えがたい。未利用になって実に30年が経過しているにもかかわらず、具体的な処分あるいは活用について全くめどが立っていない状況は深刻であり、土地測量費等の費用等との検討比較は必要ではあるが、低価格ではあっても速やかに具体的な処分を検討すべきである。

⑦ 校長公舎、職員公舎

平成21年3月末日現在で、26の校長公舎、6の職員公舎が未利用の状態となっている。

古いものでは平成3年から未利用となっているものがあり、比較的処分が容易であると思われる徳島市内でも平成9年から未利用となっているものもある



など、長期間の未利用状態が続いているものが少なくない。

これらの公舎についても、建物の老朽化に伴う維持管理費の増大が懸念されるし、除草作業などの管理も必要である。所管課によれば、未利用建物の修繕は行っていないとのことであるが、それは適切な対応といえるのか、今後もそのような対応でよいのか、疑問がある。また、除草作業については、学校の技師が対応したり、業者に依頼したりしているとのことであるが、行政事務の効率性あるいは経済性に反する状況になっている。

また、これら公舎は、入札あるいは所管換のみによって処分がなされているようである。

この点、入札であれば時間もかかり、応札者がなければ再入札が必要となる。その上、鑑定料、土地測量費等の費用が必要となるため、物件の価値との比較で必ずしも適切とはいえないケースもある。入札以外の簡易で安価な売却方法も検討されてしかるべきではなかろうか。

さらに、所管換であれば事務手続だけの問題であるから、もっと速やかに処理されてしかるべきであるが、平成9年から未利用になっているものが未だに所管換を含めた処分が終了していないなど、処理が遅いと言わざるをえない。

これら公舎は、現実に住居として利用してきたものであって、その所在地、面積、形状等の条件に照らしても、処分が特に困難な土地ばかりではない。速やかに真剣に処分を検討し、実行すべきである。

3 未利用財産に関する指摘・意見

〔指摘〕

未利用財産については、速やかな処分を真剣に検討すべきである。

特に、財産的価値が高いと思われる旧情報処理教育センター・旧教育研修センター、未利用期間が著しく長期化している勝浦高等学校実習地、城西高等学校佐古山演習林、未利用数が多く、未利用期間も長期化している傾向にある校長公舎・職員公舎などは具体的な処分方針を改めて検討し直すべきである。また、旧山川少年自然の家については、少なくとも従前以上の真剣な検討を行うべきである。

そして、具体的な処分方法について、従前の方法にとられることなく、あら

ゆる方法を検討すべきである。例えば、校長公舎・職員公舎については、入札と所管換以外の方法による処分の可能性も、具体的に検討すべきである。

〔意見〕

不動産等の維持管理費や廃棄に要する費用が大きくなる可能性のある財産について、県が一定の権利関係を結ぶ場合には、将来未利用となり処分しなければならなくなった場合の対応を十分に検討し、必要な合意を交わしておくべきである。

第6 各県立学校の実情

1 調査方法

この度外部監査人は、各県立学校の実情を調査するために、下記の9つの県立学校に直接赴き、資料の提示及び聞き取りを行った。

城東高等学校

(徳島市中徳島町1-5)



城西高等学校

(徳島市鮎喰町2-1)



鴨島商業高等学校

(吉野川市鴨島町喜来681-9)



阿南工業高等学校

(阿南市宝田町今市中新開10-6)



小松島西高等学校

(小松島市中田町字原ノ下28-1)



城ノ内高等学校・城ノ内中学校

(徳島市北田宮1-9-30)



徳島中央高等学校

(徳島市北矢三町1-3-8)



徳島科学技術高等学校

(徳島市北矢三町2-1-1)



また、平成20年度に存在した県内のすべての県立学校45校を対象として、一律に文書による照会を行い、その後必要に応じて個別に追加の照会を行った。

2 物品の寄附、管理

- ① 寄附は、寄附者が「寄附申立書」を作成し、管財課に提出し、同課が寄附の受入を決定し、寄附者に通知することによってなされる。

物品の価格が1000万円以上であれば知事が決裁し、300万円以上1000万円未満であれば部長が、300万円未満であれば課長が決裁する。

学校への寄附の場合、「寄附申立書」は、寄附者→学校長→施設整備課→管財課という流れをたどる。実務的には、寄附の申し出を受けた学校長が、教育委員会と事前に協議をし、その上で書類等を整えた後寄附を受けているようである。

こうして物品が寄附されると、その物品は県有財産となる。県有財産である物品には、県有財産であることを示す物品標示票（以下「シール」という）が貼付され、物品出納簿（以下「目録」という）が作成されて管理されることになる。

- ② ところが、各県立学校の現場では、学校に常時置かれていて使用されているにもかかわらず、学校所有となっていない物品が多数存在する。

県立学校41校に照会したところ、そのうち36校で学校内に学校所有となっていない物品があった。

例をあげると、以下のような状況が判明した。

〔城東高校〕

所有者	物品名	学校所有としていない理由
野球部	マイクロバス、ピッチングマシン、芝刈機	使用者が一部運動部員のみであるため
バスケットボール部	マイクロバス	〃
卓球部	卓球マシン	〃
ソフトボール部	ピッチングマシン、発電機	〃
バレーボール部	マイクロバス、ビデオカメラ、冷蔵庫、冷凍庫	〃
ラグビー部	マイクロバス	〃

茶道部	御園棚	使用者が一部文化部員のみであるため
邦楽部	太鼓、三味線、箏、鼓	使用者が一部文化部員のみであり、部費で購入したため
P T A	大型プリンター	P T A会議用垂れ幕、ポスター等の作成に使用しているため
体育文化振興会	製氷機	使用者が主に運動部員であるため
高文連	パソコン、コピー機、デジタルカメラ	高文連事務局所有であるため
同窓会	パソコン、コピー機、冷蔵庫	城東高校同窓会事務局所有であるため

〔小松島西高校〕

所有者	物品名	学校所有としていない理由
野球部保護者会	バス	使用者が野球部員のみであるため
野球部	ピッチングマシーン	使用者が野球部員のみであるため（甲子園出場時に寄附金で購入）
集団給食室	集団給食室備品	集団給食会計で購入のため（学校所有とすると維持管理費の負担が伴うため）

〔富岡東高校〕

所有者	物品名	学校所有としていない理由
進路指導	パソコン、スキャナ、プロジェクタ、パネル・本棚、プリンター	進路指導事務専用のため
バスケット部顧問	マイクロバス	バスケット部専用のため
陸上部顧問	マイクロバス	陸上部専用のため
剣道部顧問	マイクロバス	剣道部専用のため
体育文化後援会	パソコン	放送部活動専用のため

体育文化後援会	市販物置	野球部・サッカー部・陸上部専用のため
体育文化後援会	カメラ	体育・文化部活動専用のため
体育文化後援会	プリンター	体育文化後援会事務用のため
体育文化後援会	A E D機器	県費購入に追加して、体育部活動専用として購入したため
旧羽ノ浦分校同窓会	演台、花台	寄附手続の処理が未済であるため
体育文化後援会	ウォータークーラー	使用者が主に運動部員であるため

③ これらの物品の所有権の帰属は、極めて曖昧である。

例えば、所有者を野球部などの各運動部や文化部であると説明する例が多く見られるが、「野球部」そのものは法人格を有しているわけではなく、所有権の帰属主体にはなり得ない。野球部関係者の一人に帰属していると考えとしても、関係者のいずれに帰属しているとするのかははっきりしないし（監督か、キャプテンか、キャプテンの保護者か、顧問の教員かなど）、当該関係者自身にもそのような自覚がないと思われる。加えて、野球部関係者は毎年のように入れ替わってしまうところ、この意味でも特定の関係者に帰属させるとの扱いは現実的ではない。

そして、現実にはそれら物品は長年にわたって学校に所在し、学校内で、学校関係者によって使用され、管理されているのであるから、本来は学校長が管理する県有財産とするのが自然であろう。もし、県有財産でないとすれば、県有財産上に他者所有物が存在することになるのであるから、原則的には県有財産の使用許可の手続が必要となるはずであるが、そのような手続も取られていないようである。

④ これらの物品の所有権の帰属が曖昧であることは、様々な問題を生じさせる。

例えば、当該物品を処分する場合にはどのような手続を取るべきなのか、当該物品に起因する事故などが生じた場合には誰が責任を負うのかなど、いろいろな場面で問題の解決が困難となってしまう。

実際の学校現場でも、これらの物品の維持管理に頭を悩ませているようである。グラウンド整備のための機械であるスポーツトラクターの修繕費を、別に述べる自

動販売機収入から支出している例も見られた。

このような問題に鑑みても、上記のような物品については、寄附手続により県有財産とすることも含め、その所有権の帰属を明確にすべきである。

- ⑤ この点、これらの物品を学校の所有としてない、すなわち県有財産としてない理由として、使用者が一部の者に限られるからという説明が多く見られる。

しかし、使用者が一部の者であっても、学校内で学校関係者のみによって使用されることが予定されている物品であれば、寄附を受けることに支障があるとは思われない。

実際に、過去には、主に野球部に使用されると思われるアーム式ストレートマシンが県立学校に寄附されたこともある。

なお、使用者が一部の者に限られるとの説明がなされている物品の中には、パソコンなどの汎用性の高いものや、上記スポーツトラクターのように運動場全体の管理に使用できるもの、ウォータークーラーのように誰もが使用するはずのもの、サッカーゴールのように通常の体育の授業でも使用されるであろうものなども含まれており、その説明内容に疑問があるものもある。

- ⑥ また、現実には維持管理に費用を要する可能性がある物品については寄附を受けない傾向があるようである。

しかし、物品であればある程度の維持管理費、修繕費等が必要になることは避けられないし、学校内での活動に必要なあるいは有用であれば、それらの費用はむしろ県にて負担すべきである。上記物品が現実に学校内での活動に使用されているにもかかわらず、その維持管理費等について県費で支出せず、学校現場がその処理を行っている点は不自然というべきである。

なお、上記物品の具体的な内容を見れば、維持管理にほとんど費用を要しないものも多数ある。

- ⑦ 上記で述べたとおり、実際に寄附された物品は県有財産となり、所定のシールを貼付したり目録を作成したりする必要がある。

しかし、学校への寄附の場合、これらの管理を行うのは学校現場とされており、その管理の実情は一元的には把握されていないようである。

この点、城西高等学校に対して「徳農・城西高等学校創立百周年を祝う会」から工作物及び備品が寄附されているが、城西高等学校側では、寄附された備品に所定のシールを貼付するなどの管理がなされていなかった。

このように、寄附行為によって所有権の帰属を明確にしても、その後きちんとした管理がなされなければ、やはりその物品を巡る権利義務関係が不明確となってしまうおそれがある。したがって、教育委員会は指針を示すなどして、寄附後の物品の管理の実情について、何らかの形で一元的に把握あるいは確認する手続を検討すべきである。

⑧ 物品の寄附、管理に関する指摘・意見

〔指摘〕

学校で使用されている物品について、使用者が一部に限られる、あるいは維持管理に費用を要する等の理由で寄附を受けず、その所有をあいまいにした状態で使用すべきではない。教育委員会は指針を示すなどして、適切な寄附受付及び寄附後の物品管理を行うよう各学校に指導すべきである。

3 エアコンの設置

① 近年は、多くの各県立学校にエアコンが設置されている。

実際に、特に夏休み前後の時期は、昨今の温暖化の影響からか、エアコンなしで学習することが困難となっているようである。

しかし、各県立学校に設置されているエアコンで、県費にて設置したものはほとんど存在しない。

そして、外部監査人が確認したいくつかの県立学校の普通教室等のエアコン設置状況は、次のとおりである。

学校名	設置者	設置費用、維持費等の負担について
城東高校	同窓会	同窓会が一括して設置費用を支出。 維持費、予備費等として保護者から生徒一人あたり月額350円を徴収。
城ノ内高校	P T A	P T Aがリース契約により設置。 リース料、維持費等として保護者から生徒一人あたり月額950円を徴収。
城西高校	P T A	P T Aがリース契約により設置。 リース料、維持費等として保護者から生徒一人あたり月額700円を徴収。
小松島西高校	P T A	P T Aがリース契約により設置。 リース料、維持費として保護者から生徒一人あたり月額600円を徴収。
阿南工業高校	設置していない	
鴨島商業高校	P T A	P T Aがリース契約により設置。 リース料、維持費等として保護者から生徒一人あたり月額900円を徴収。
徳島中央高校	設置していない	

② これを見れば、各県立学校ごとに設置状況がまちまちとなっていることがよく

分かる。

エアコン設備の設置が非常に充実している学校もあれば、そもそもエアコンが設置されていない学校もある。

また、多くの学校ではP T Aのリース契約によってエアコンが設置されているようであるが、同窓会の負担によって設置されている学校もある。その導入方法や設置台数等の違いもあって、設置後の維持費等の負担額は各学校ごとに異なっている。

- ③ このように、各県立学校によって、エアコンの設置状況や費用負担に格差が生じているという実態には疑問がある。

まず、教育を受ける権利の趣旨に鑑みても、同じ県立学校である以上、学習環境等はできるだけ公平なものでなければならない。

また、学校間の学習環境に格差があれば、これが理由となって生徒の入学希望に偏りが生じてしまうおそれもある。

- ④ この点、施設整備課は、県立学校のエアコンについて、温度管理が必要な教室（コンピュータ教室、保健室、体温調節ができない生徒が使用する教室など）については県負担で設置しているが、普通教室については、保護者負担（民間活力）で設置していると説明する。

しかし、すでに述べたとおり、現実問題として夏季の学習にはエアコンが必要であること、エアコンなしでの長時間の学習は健康への悪影響を及ぼす可能性も否定できないこと、実際に多くの県立学校でエアコンが設置されていることなどの状況に鑑みれば、エアコンは今や学校施設に必要な設備というべきである。そして、県立学校である以上、必要な設備について、保護者負担で設置するのは問題がある。

また、民間活力による設置という取り扱いにしているからこそ、上記のように各県立学校ごとに格差が生じるという問題も出ているのである。

- ⑤ さらに、P T Aなどが設置し、所有する設備とすれば、その維持費等もP T A

などが負担することになる。

しかし、PTAは毎年その構成員が入れ替わり、総会等の会合の開催もごく限られているなどの事情もあり、維持費等の収支管理が困難な面もある。実際に、別に述べるとおり、エアコン会計やPTA会費等については、通帳等の保管を含め、各学校にて管理されているという取り扱いが見られる。

このような取り扱いであるため、各学校でのエアコンに関する収支管理に必ずしも適切とはいえない面も認められる。

例えば、城東高等学校では、エアコン設置の際に追加の費用が必要となったために、別の会計である自動販売機会計から費用を捻出したことがあった。

また、いくつかの学校では、エアコン会計についてPTAへの報告が適切になされていない様子が認められた。

PTAがエアコン会計によって設置している以上は、エアコン会計内で収支をまかなわなければならないはずである。また、収支の管理もPTAが主体となっていくのが原則であり、収支の報告すら適切になされていないという取り扱いには大いに問題がある。

このように、適切な収支の管理が困難であり、現実に適切な管理がなされていないという実情に鑑みても、エアコンは本来県にて設置し、その維持費等も各学校にて管理するという形が望ましいといえる。

施設整備課は、平成17年に茨城県が実施した全国のエアコン設置状況の調査によれば、多くがPTA等の負担によって設置されていると説明する。

しかし、他方で都道府県が負担して設置しているところも複数認められるのであって、決してできない対応ではない。

⑥ エアコンの設置に関する指摘・意見

〔意見〕

エアコンは本来県負担による設置が望ましいというべきであり、この方向で具体的に検討すべきである。

4 自動販売機の設置、収入の扱い（自動販売機会計）

① ほとんどの県立学校では、飲料水の自動販売機が設置されており、その設置に関する取り扱い、会計事務、法律関係等は、おおむね次のとおりであった。

- ・ P T A会長名で学校施設の使用許可（使用料は無償）を受ける。
- ・ P T A会長名で業者との間で自動販売機設置の契約を締結する。
- ・ 自動販売機売上による収入は、P T A会長名義等の預金口座に入金される。
- ・ 通帳、印鑑は学校（事務長など）が管理する。
- ・ 具体的な用途は学校にて決めている。
- ・ 自動販売機収入の用途につき、P T Aにきちんと報告している例はほとんど見あたらない。

② 外部監査人が、以上の自動販売機会計を調査したところ利益金が存在し、その利益金の用途の例としては、次のようなものであった。

（単位 円）

城東高校	樹木剪定業務	10,500
	新校長印鑑代	9,660
	グラウンド整地工事	304,500
	教室カーテンクリーニング代	297,675
城南高校	法人税等	355,000
	税理士報酬	52,500
	不燃ごみ廃棄	124,950
城北高校	自然体験活動先手みやげ	5,400
	法人税等	303,900
	税理士報酬	52,500
	芝刈り機	97,995
	受水槽修繕工事	225,750
城ノ内高校	錠前取替え等	250,005
	法人税等	392,300

	税理士報酬	52,500
	ヨット修理	283,437
徳島北高校	ニュージーランドからの学校訪問受入に係る経費	159,000
	法人税等	520,600
	ゴーヤ栽培に係る経費	280,000
	運動場防球ネット修繕	651,420
	中庭高木植栽、校内剪定等	757,525
	修学旅行（グアム島）下見に要する経費	358,725
城西高校	スポーツトラクター維持費	134,400
	運転記録証明書交付手数料立替（後日返金）	39,900
	学校案内	199,500
富岡西高校	P T A 歓送迎会補助	23,922
	冷水機	119,385
	空調会計に貸付（後日返金）	1,000,000

③ このような自動販売機会計の扱いには、以下のような問題がある。

自動販売機による収入は、県有の土地建物上に設置された自動販売機から生じた収入であるから、本来県に帰属すべきものである。これを無償でP T Aに県有の土地建物を使用許可することにより、理屈のうえではP T Aに利益が移転してしまっている。したがって、P T A会長名で業者と契約をしている以上、その収入を管理し、用途を決定するのはP T A会長あるいはP T Aでなければならない。にもかかわらず、収入はすべて学校にて管理され、学校の判断のみで用途が決められている。そして、その具体的な用途を見れば、剪定費用や除草費用、芝刈り機、修理費、カーテンクリーニング代、体育館暗幕、学校長印鑑代、教職員の運転記録証明書の交付手数料の立替など、本来P T Aにて負担すべきとは思われない内容が多い。

このような実態からすると、学校長がP T A副会長であるという事情を考慮しても、学校が必要な雑費を捻出する手段として、P T A会長名を名義借りしてい

る状態であるといわざるを得ない。

- ④ しかし、外部監査人が、各学校を訪問し、このような自動販売機収入の使途について聴取したところ、学校施設や学校活動を維持するためにどうしても必要な雑費が少なからず存在するが、本来必要な費用がなかなか教育委員会事務局から予算の配当をしてもらえていないということであった。

また、県費による支出の手続は煩雑で時間がかかるため、学校安全上等の理由で早急に支出を要する場合には自動販売機会計から支出するほうが迅速に対応できるという面もある。

上記の使途を見れば、確かにP T Aにて負担すべきとは思われないが、私的流用はなく、基本的には学校設備の維持管理、学校活動などの目的のために支出されているといえる。剪定費用にしても除草費用にしても、これらの費用が本当に必要であれば、県費にて支出すべきである。

まずは、教育委員会事務局が学校現場の実情を十分に把握し、各種雑費を含めて必要な費用を具体的に理解し、その部分は県費にて支出できるよう各学校に対する予算の配当のあり方等も含めて検討すべきである。

- ⑤ そして、自動販売機の設置は、県が直接契約当事者となって設置し、収入は県に帰属するものとするれば、上記のような方向によって県が負担する必要費用の範囲が増えても、最終的な収支は変わらないことになる。

むしろ、P T A会長名で契約をした場合には、自動販売機収入による利益に対して、本来法人税等の申告・納付が必要である。この点、学校によって法人税等の申告・納付を行っているP T A、行っていないP T Aがあるが、県が直接契約当事者となった場合には税金の申告・納付が不要となり、最終的な収支は改善することとなる。

自動販売機の設置自体は生徒や学校関係者の利便にかなうし、災害時には無償で飲料水を取り出すことができるシステムを備えれば災害対策にもなるので、その意味でも県が直接契約する形での設置の継続を検討すべきであろう。

⑥ 自動販売機会計に関する指摘・意見

〔指摘〕

自動販売機による収入は、学校現場において、経費捻出のための財源として、また、迅速な経費支出を行えるという意味でも非常に重要な存在となっている。しかし、学校運営に本当に必要な経費は県費によってまかなうべきであるし、また、県費による支出の手続が煩雑で時間がかかるために自動販売機会計の収入で経費を捻出するというのは本末転倒の感がある。

現在の自動販売機会計の扱いは、純然たる県費でないため明確な取り扱いが存在せず、各学校によりまちまちに運用されている。自動販売機会計についての帳簿がない学校や通帳と印鑑の保管者が同一であるなど支出時の手続に十分な内部統制がとられていない学校もある。使途も学校運営の経費に使っているもの、他会計等への貸付を行っているもの、P T A関係の経費に使っているもの等さまざまであり、教室のエアコン設置の追加費用を自動販売機会計から支払った例もあった。また、本来申告納付すべき法人税等の納税を行っていないP T Aもある。

自動販売機は県有の土地建物上に設置されるものである以上その収入は県に帰属すべきである。したがって、県が業者と直接契約し収入は県に帰属するように改め、学校運営に必要な経費については県費から支出するようにすべきである。

5 P T A会費その他学校関連会費の管理

① 学校関連会費の種類と内容

各県立学校には、授業料や入学金などの他に、生徒あるいはその保護者等から徴収し、県の歳入としない性質の各種会費が存在する。

その種類や内容は、各学校ごとに異なっている。具体的な例は次のとおりである。

学校名	費目	金額（一人あたり）
城東高等学校	P T A会費	月 3 0 0 円
		入会金 1, 0 0 0 円
	体育文化振興費	月 8 0 0 円
		入会金 1, 0 0 0 円
	クラス費	年 1 5, 0 0 0 円
	生徒会費	月 3 0 0 円
	進路指導費	年 8, 0 0 0 円
	エアコン特別会計	月 3 5 0 円
城ノ内高等学校	P T A会費	月 3 0 0 円
		入会金 1, 0 0 0 円
	体育文化振興費	月 7 0 0 円
	学年費	年 3 6, 4 0 0 円
	生徒負担金	年 1 1, 6 5 0 円
	生徒会費	月 3 0 0 円
		入会金 5 0 0 円
	エアコン使用料	月 9 5 0 円
城西高等学校	P T A会費	月 4 5 0 円
		入会金 1, 0 0 0 円
	P T A特別会費	月 7 0 0 円
	体育文化振興会費	月 6 0 0 円

	生徒会費	入会金 1,000円 月 300円
	同窓会費	入会金 500円 月 200円
	進路指導費	年 6,000円
徳島科学技術高等学校	P T A会費	月 300円 入会金 1,000円
	体育文化振興会費	月 700円
	学級費	年 14,454円
	生徒会費	月 300円
	同窓会費	入会金 500円 月 150円
	進路指導費	年 3,000円
小松島西高等学校	P T A会費	月 350円 入会金 1,000円
	体育文化後援会費	月 500円
	学年共通費	年 1,400円
	クラス費	年 487円
	生徒指導費	年 700円
	生徒会費	月 250円
	空調費	入会金 100円 月 600円
	進路指導費	年 4,000円
阿南工業高等学校	P T A会費	月 300円 入会金 1,000円
	体育文化後援会費	月 1,000円
	体育振興費	月 200円
	生徒負担費	年度により変動

	生徒会費	月 300円
	進路指導費	年 4,000円
	同窓会費	年 1,000円
	寮費（阿南寮）	月 27,600円
鴨島商業高等学校	P T A会費	月 400円
		入会金 1,000円
	体育文化後援会費	月 400円
	生徒負担金	年 9,950円
	学級費	未定
	生徒会費	月 300円
		入会金 1,000円
	進路指導費	月 500円
	空調負担金	月 900円
徳島中央高等学校	P T A会費	年 3,600円
		入会金 900円
	体育文化後援費	年 1,800円
	生徒負担金	年 3,000円
	生徒会費	年 1,800円
		入会金 200円
	進路指導費	年 1,500円

上記は、入学のしおりなどの資料から特定できる内容であり、これが学校関連会費のすべてであるとは限らない。また、上記の他に、高等学校文化連盟会費、高等学校体育連盟会費、高等学校P T A連合会会費、学校図書館協議会費、生徒指導連絡協負担金、徳島地区生徒協会費、学校保健連合会会費、日本スポーツ振興センター災害共済掛金、産業教育振興会費、工業学会推進事業分担金など、会費等の名目にて支払われているものもある（ただし、表中の「生徒負担金」の中にこれらの会費等のいくつかを含んでいる学校もある）。

② 学校関連会費の管理の実情

外部監査人が調査した限りでは、上記学校関連会費に関する通帳や印鑑は、各学校にて管理されている。

そして、その事実上の決裁権限は、事務長あるいは学校長が有するという取り扱いが多いようである。ただし、学級費や学年費、生徒負担金などは、学年主任などの教員が管理していることが多い。

他方で、教育委員会では上記学校関連会費の内容を十分には把握していない。

学校によっては、各学校関連会費についてきちんと収支を記録していないところもある。特に学級費など、学年単位で収支が完結している学校関連会費については、ほとんど記録が残されていないようである。そして、担当者が異動することによって、以前の収支が不明になってしまうケースも少なからず認められた。

また、これらの学校関連会費が未納となってしまった場合には、担任が立て替えたり、別の学校関連会費から補填したりした例もあるようである。

③ 学校関連会費の用途

具体的な用途についても、疑問がある内容が多く認められる。

以下にその例をいくつか挙げる。

- ・ P T A会費から、教職員のみが参加する研修会への参加費を支出した。このような例は各県立学校で多く見られ、額も大きくなっている。(城ノ内高校、小松島西高校、阿南工業高校、旧徳島東工業高校)
- ・ P T A会費から、校舎のワックス掛け、校内の樹木剪定、粗大ゴミの処分費用等を支出した。(城東高校)
- ・ P T A会費から、県有備品である芝刈り機や製氷器、汚水柵蓋の修理費を支出した。(城ノ内高校)
- ・ P T A会費から、トイレ用サンダル購入費、腰パネル修理費などを支出した。(城ノ内高校)
- ・ P T A会費から、体育祭用の放送設備レンタル代、教室用カーテン、礼法室のふすま張り替えなどの校舎設備に関する費用を支出した。(小松島西高校)

- ・ P T A会費から、授業で行われるゴルフ研修の費用を支出した。(城ノ内高校)
- ・ P T A会費から、コピー機リース料を支出した。(城東高校)
- ・ P T A会費から、恒常的に複数の新聞購読費を支出した。なお、同じ新聞を、別に県費からの支出によっても購読していた。(小松島西高校、旧徳島東工業高校)
- ・ P T A会費から、教員に対する修学旅行時の特殊勤務手当として支出した。(旧徳島東工業高校)
- ・ P T A会費から、「学校運営費」という別の学校関連会費の口座に50万円を支出した。その「学校運営費」から、学級費の未収金について、複数回にわたり、合計約37万円を補填した。(鴨島商業高校)
- ・ 進路指導費から、恒常的に新聞購読費を支出した。(小松島西高校)
- ・ 進路指導費から、高校総体の費用に一時的に立て替えをした。(阿南工業高校)
- ・ 「教育充実費」との名目で集金している学校関連会費があり、同会計から、他の学校との統合直前にランニングマット(グラウンド整地用具)やアーチェリー防護ネットなどの購入費に支出した。学校統合後も270万円以上の残額がある。(旧徳島東工業高校)
- ・ P T A会費について、1年の会費収入総額に対し、60%を超える額が繰越されている例があった。(阿南工業高校)
- ・ 体育振興費について、1年の会費収入総額に対し、90%を超える額が繰越されている例があった。(阿南工業高校)

これらの例の中には、教員の研修に関する費用、学校設備の管理に関する費用や、校舎設備に関する費用など、本来県費から支出すべきではないかと思われるものが多く存在する。少なくとも、これらの費用を支出することは、P T A会費の本来の目的とは離れていると思われる。

また、既に県費にて購入している新聞を重複して購入した例は、支出の必要性自体に疑問がある。

さらに、他の学校関連会費への流用などは、仮に後日返還されたとしても、当該学校関連会費の目的と異なる支出であり、問題である。

そして、学校関連会費の目的が今ひとつはっきりせず、あるいは具体的な使途を意識しないまま多額の集金をしてしまっている例があり、生徒及びその保護者に必要以上の負担を強いてしまっている可能性がある。

県費以外から教員の修学旅行時の特殊勤務手当としての金員を支出した処理にも問題がある。

「徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例」に関連する通知によれば、修学旅行等における引率の人員を1学級当たり2名以内とするものとされており、県費からはこの人数の範囲で特殊勤務手当が支給される。P T A会費から特殊勤務手当を支出した例では、この人数の範囲を超える教職員が引率することとなったために、このような処理をしたようである。

しかし、仮にこのような人数の教職員が引率に必要であったとしても、P T A会費からの支出が許されるわけではない。学校側にP T A会費管理に対する意識の甘さがあったと言う感は否めない。また、実情として教職員の引率人数が1学級当たり2名では不足であるのなら、学校側はまず教育委員会に対してその不都合を訴えるべきであった。

他方で、教育委員会も学校の実情をしっかりと把握し、現在の運用に問題がないかを確認する姿勢が必要である。

④ 学校関連会費の報告

これらの学校関連会費について、生徒及びその保護者に対し、具体的な使途を明らかにした上で事前の意思確認をしている取り扱いはない。

そして、生徒及びその保護者に対して、事後的に会計の内容を報告しているものは、P T A会計、体育文化振興費会計、エアコン会計くらいである。学校によっては、進路指導費会計までは報告している例があるが、逆にエアコン会計の報告をしていない例もある。これら以外の学校関連会費については、全般に報告すらされていないようである。

報告しているとするP T A会計についても、上記のような具体的な使途を詳細に報告している例はなく、「会議費」「活動費」「研究費」など極めて抽象的な費目でまとめて、「研究会費」「研究会参加費」「資料代」「生徒指導費」「行事協力費」

「設備維持費」などの内容が資料に記載されているにとどまっている例が多い。

⑤ 学校関連会費に関する指摘・意見

〔意見〕

これらの学校関連会費は、必ずしもその存在意義や根拠がはっきりしないものも多い。そのため、未収金や不足が生じた場合には、対応に窮することとなる。その結果、上記で例を挙げた、別会計からの流用などの事態が起きてしまっている。

また、これらの学校関連会費は各学校ごとに作っているため、学校ごとに一人あたりの生徒の負担額が異なっている。これは、教育を受ける権利の趣旨や、同じ県立学校であることに鑑みれば、望ましくない状態である。

そして、これらの学校関連会費について、責任を持って監督する機関や制度が存在しないため、その使途がルーズとなり、許されないはずの教職員の特殊勤務手当への支出など、すでに述べたようないくつかの問題が生じてしまっている。

特に、学校関連会費の内容を生徒及びその保護者に対して、きちんと報告していないという状況には、問題がある。これらの学校関連会費は、生徒及びその保護者から集金しているのであるから、最低でもその会計の具体的な内容についてきちんと報告する義務がある。また、学校関連会費によっては、実費預り金という性質のものもあるといえるところ、このような会計については、本来は年度ごとに清算処理すべきであるし、仮に翌年度に繰り越しする場合には、生徒及びその保護者の明確な了承を得る必要がある。

学校関連会費は、現実にはすべての県立学校に共通して存在するものであり、その総額は相当な金額となる。このような状況、教育委員会が学校現場を具体的に理解する必要性やその他すでに述べた問題点に鑑みれば、教育委員会において一元的に学校関連会費の内容や状況を把握し、これを管理する取り扱い指針の作成を検討すべきである。

少なくとも、生徒及びその保護者に対して具体的な報告すらなされていないという現状は、直ちに改善する必要がある。

6 学校再編

- ① 徳島県の県立学校では、すでに学校再編がなされ、また今後も再編が予定されている学校がある。

具体的な例は、以下のとおりである。

〔再編済〕

富岡東高等学校を併設型中高一貫校に

富岡西高等学校につき理数科新設

徳島工業高等学校・徳島東工業高等学校・水産高等学校を統合して徳島科学技術高等学校に

〔再編予定〕

鴨島商業高等学校・阿波農業高等学校を統合へ

勝浦高等学校を小松島西高等学校の分校へ

鳴門第一高等学校・鳴門工業高等学校を統合へ

貞光工業高等学校・美馬商業高等学校を統合へ

- ② このような学校再編には大変な事務手続と費用を要する。

例えば、徳島科学技術高等学校への統合、移設の際には、統合対象の三校の教職員が集まり、移設統括委員会が設置され、備品処理等の検討がなされた。しかし、担当教職員は通常の業務に従事しつつ、移設について準備検討を進めなければならなかったために、多忙を極めたようである。



その事務処理の過程では、時間の関係もあってか、入札手続がとられているものの、入札参加者が1者あるいは2者にとどまったまま締結された契約が複数あるなど経済合理性追及のための十分な手順が取られたとは言えない様子が見られたが、これも多忙を極めたことがその一因と考えられる。

〔意見〕

教職員は多忙であるといわれていることから、通常業務の分掌や繁忙に配慮したスケジュールなど、対象校の教職員に配慮しながら学校再編を進める必要がある。

- ③ また、徳島科学技術高等学校の例では、統合に関する事務処理について、統合後に具体的な課題や問題点の洗い出し作業をする等の検証がされていない。

〔意見〕

学校統合等、再編に要する事務処理や費用は莫大である。今後も各学校の再編が予定されているところ、すでになされた再編についてはぜひとも実のある検証を実施し、そのノウハウも今後の再編手続に生かしていくべきである。

第7 徳島県立総合教育センター

1 施設の概要

徳島県立総合教育センターは、従前の徳島県教育研修センターと徳島県情報処理教育センターを統合する形で、平成16年に設置された施設であり、その概要は下記のとおりである。



所在地 徳島県板野郡板野町犬伏字東谷1-7

敷地面積 40,107.93㎡

建物 鉄骨・鉄筋コンクリート造、4階建

延床面積 本館 12,508.05㎡

屋上 天体望遠鏡設備

4階 2,537.02㎡

3階 2,744.40㎡

2階 2,800.28㎡

1階 3,785.63㎡

地下 500.69㎡

テニスコート 1面

駐車場 400台

総工費 約70億円

工期 平成13年12月～同16年6月

事業概要 教育関係職員の研修

教育に関する専門的、技術的事項の調査研究及び指導助言

情報教育の推進

教育相談

生涯学習の振興

このように、非常に大規模な施設であり、総工費も莫大な額となっている。

2 施設の利用状況

この施設には、一般への有料貸し出しを行っている施設として、ホール、大研修室、研修室5室、和室研修室、テニスコートがある。なお、これらの施設について無料での利用が認められるのは、総合教育センター自身が利用する場合や、教育委員会が主催あるいは共催する行事についての利用の場合である。

また、貸し出しを行っていない施設として、40室以上の研修室、研究室、会議室などがある。

これらの施設（テニスコートを除く）の平成20年度の具体的な利用状況は、次のとおりである。

[一般貸し出し施設年間利用日数]

(単位 日)

区分	午前利用日数			午後利用日数			夜間利用日数		
	有料	無料	計	有料	無料	計	有料	無料	計
ホール	20	92	112	30	76	106	4	1	5
大研修室	17	125	142	20	137	157	1	1	2
研修室 1	20	99	119	20	110	130	1	1	2
研修室 2	26	113	139	29	138	167	2	0	2
研修室 3	10	89	99	16	101	117	1	0	1
研修室 4	7	79	86	7	99	106	2	0	2
研修室 5	26	76	102	34	82	116	3	0	3
和室研修室	7	49	56	6	43	49	0	0	0

[一般貸し出し以外の施設年間利用日数]

(単位 日)

機械実習室・教材開発室	23	パソコン研修室 2	42
201研究室	統計なし	パソコン研修室 3	8

202 会議室	統計なし	パソコン研修室 4	20
カリセン研修室	24	パソコン研修室 5	17
301 研修室	統計なし	パソコン制御研修室	0
302 研究室	統計なし	プレゼンテーション室	19
303 研究室	統計なし	教育用コンテンツ作成室	3
304 研修室	25	401 実験室	統計なし
305 研究室	統計なし	402 研究室	統計なし
306 研修室	46	403 研修室	21
308 研究室	統計なし	404 研究室	統計なし
309 研究室	統計なし	405 研修室	8
310 会議室	統計なし	分析室	統計なし
311 研究室	統計なし	408 実験室	統計なし
312 研究室	統計なし	409 研究室	統計なし
313 研修室	30	410 研修室	32
314 研究室	統計なし	電子顕微鏡室	32
315 研修室	44	411 研究室	統計なし
パソコン研修室 1	31	412 研修室	27

以上の利用状況を見ると、一般への貸し出しを予定している施設（テニスコートを除く）は、圧倒的に無料利用が多くなっている。

また、一般への貸し出しを行っていない施設は、全般にその利用率がかなり低い。しかも、利用される時期は夏休み等に集中しているようであり、それ以外の時期には非常に閑散としている様子がうかがわれる。研修室等によっては、ほとんど利用されていないものや、そもそも利用状況について統計を取っていないものもある。さらに、具体的な用途や実際に置かれている設備などを見ても、重複していると思われる研修室等がいくつかある。

この施設は多額の県費を投じて設置した大変立派な施設であるが、現状ではとても有効に利用されているとは言いがたく、また現状を見る限り、今後も有効な利用

が図られるとは考えにくい。すでに設置された施設である以上はもっと有効に利用されるべきであるし、一般への貸し出しも促進されることが望ましい。

〔意見〕

今後は施設の有効利用という視点を持ち、利用状況をきちんと記録することはもちろん、具体的な利用の方法を再検討し、また一般への貸し出しをもっと広報するなどしてその利用を促進するべきだと思われる。

3 相見積もりの手続

外部監査人において、総合教育センターに関する各種契約締結の資料を確認したところ、相見積もりがなされたものの中で、見積書徴求日や契約日等の日付がすべて4月1日になっているものがいくつか存在した。

この点、総合教育センターは、契約の性質上、年度初めから締結されていることが必要なものであり、実際には前年度から見積徴求にかかる事務処理を開始しているが、翌年度締結の契約を前年度から準備することは望ましくないとの見解に基づいて、上記のように各書類の日付を4月1日と記載していると説明する。

しかし、現実には前年度に処理しているにもかかわらず、翌年度の日付を記載することは事実と反する記載をすることになるし、その結果上記のように見積書徴求日と契約日が同じ日などというまったく不自然な書類が作成されてしまうことになる。このような書類を作成すること自体極めて問題が大きいし、かかる書類の記載内容全体の客観性、信憑性に疑問が生じるおそれもある。

なお、入札手続に関しては、翌年度締結の契約についても、前年度から準備をし、かつその準備に関する書類には前年度の日付が記載されているようであり、相見積もりの書類についてだけ上記のような処理をすることにはまったく合理性がない。

〔意見〕

年度初めから締結されていることが必要な契約であれば、前年度から準備を進めることは避けられないし、現実には準備しているのであるから、書類上も正しい日付を記載すべきである。

4 弁当販売、自動販売機設置の実情

- ① 総合教育センターには食堂がなく、また近隣に飲食店や弁当販売の店が存在しないため、研修に訪れた教職員の食事の便宜を考えて、複数の民間業者に、施設内の一定のスペースでの弁当の販売を依頼している。

ところが、このような弁当販売のためのスペース利用について、特段の手続きをとっていない。

しかし、総合教育センターは公の施設であり、施設内での規律を維持するためにも、その利用について使用許可等本来なすべき手続きを取るべきであろう。

- ② また、総合教育センターには複数の飲料水の自動販売機が設置されているところ、これらは電気代と定額の使用料の支払いをするという条件で、民間業者が設置しているものである。なお、飲料水の販売単価は一般の価格と同じである。

そして、すでに述べたとおり、近隣に飲食店等が存在しないことからすれば、職員は施設内に設置されている自動販売機を相当程度利用していると思われる。

仮に、自動販売機利用の程度が多ければ、職員の福利厚生を図るために販売単価を通常よりも安くするよう交渉することも考えられるし、もしくは自動販売機の売上額に応じた設置の対価を支払ってもらうことにより、経済合理性を追求することも考えられる。

いずれにしても、自動販売機については、具体的な利用状況を確認し、設置の条件等について再検討する余地はあると思われる。

第8 財団法人徳島県埋蔵文化財センター

1 財団法人徳島県埋蔵文化財センターの概要

- ① 財団法人徳島県埋蔵文化財センター（以下「(財)埋文センター」という）は、平成元年4月1日に県が100%出捐することによって設立された財団法人である。

理事長を徳島県教育委員会教育長が兼務し、常勤職員22名、非常勤職員24名の組織となっている（平成21年8月時点）。



- ② (財)埋文センターは、県有施設である徳島県立埋蔵文化財総合センター（以下「県立埋文総合センター」という）内に所在し、現在は徳島県から指定管理を受けて、県立埋文総合センターの施設管理業務を行っている。
- ③ それ以外に、県から委託を受けて実施する埋蔵文化財の調査、研究、出土した文化財の整理、保存などの業務を行っている。事業自体は、県の事業と国等の事業に分かれているが、国等の事業もすべて徳島県を経由して(財)埋文センターに委託されるという関係になっている。

そして、平成20年度における(財)埋文センターの事業受託金額（指定管理業務を含む）の合計は、4億6741万7000円である。

2 指定管理業務における経費処理の問題点

上記のとおり、(財)埋文センターは、指定管理業務とそれ以外の委託事業を行っているところ、指定管理業務において提出すべきとされている事業報告書の内容には適切といえない処理が認められた。

例えば、経費中「管理費」として計上している内容は人件費であるが、その具体的な金額は、一定の業務に従事する一部職員の9ヶ月分の給与を記載している。しかし、この金額が指定管理業務に実際必要な経費であるとの根拠はない。

また、事業報告書の経費は、収支を一致させることを意図した処理がなされており、具体的には需用費などを調整して経費額を調整しているようである。この経費額についても、指定管理業務に実際必要な経費であるとの根拠はない。

このように、(財)埋文センターの経費処理には、指定管理業務に必要な経費部分とそれ以外の業務に必要な部分の区別が明確になっていない部分があった。

3 委託事業の委託費算出方法

① 埋蔵文化財の発掘調査などの委託事業について、県と(財)埋文センターが委託契約を締結する際の、委託費算出の方法は、以下のとおりである。

まず、教育委員会が試掘調査を行い、発掘調査の対象となる面積を確定し、推定される掘削土量や遺跡の性格に関するデータを提示する。(財)埋文センターでは、提示された試掘データと教育委員会が策定した「開発事業に伴う埋蔵文化財の本発掘調査に関する積算基準」に基づき、発掘調査に必要となる日数や人数、物品等を割り出す。その上で、人件費、旅費、需用費、役務費、リース費用、測量費用などを積算することによって委託金額を算出する。そして、実際に発掘調査を進めて範囲や日数等に増減があれば、再度積算し直してその金額に合わせた変更契約を締結する。

② しかし、このような積算式の算出方法で、しかも現実の作業内容や量に合わせて事後的にも調整するということになれば、(財)埋文センターは発掘調査等の委託事業をいかに効率よく処理をしても自らには全く利点がないということになる。

担当課によれば、(財)埋文センター職員は純粋に埋蔵物に興味を持っているので合理化に伴う利点がなくても一生懸命に取り組んでいるとするが、果たして事業実施の効率性に全くインセンティブが働かない契約形態が適切であるといえるのか、疑問の余地がある。

③ そして、実際に平成20年度になされた委託事業を見ると、すべての委託契約が変更契約によって委託額が増減している。

増減の理由につき、教育委員会の変更契約締結の伺いに記載されている内容は、

「人件費（給与・手当等）は、当初は前年度職員の平均単価を基に積算していたものを、実際に担当した職員の単価に修正」

「人件費（報酬・賃金）は、当初の見込みから実績に修正」

「旅費は、当初の見込みから実績に修正」

「需用費は、消耗品の節約等により減額」

「役務費は整理作業室の清掃費を計上」

「使用料・賃借料は、プレハブへの電気の引き込み関係の費用が見込みより増加に伴い増額」

など、抽象的な内容にとどまっており、なにゆえ当初見積と変更する必要があったのかよく分からないし、もっと経費を節約することが可能であったのか否かもよく分からない。少なくとも多額の県費が支出されている以上は経費の必要性についてもう少し具体的な確認が必要であろう。

4 （財）埋文センターに関する指摘・意見

〔意見〕

（財）埋文センターについては、多額の県費が支出されているという事情に鑑みても、指定管理業務での経費処理や委託業務での変更契約手続において、より客観的で合理性のある処理を行うべきである。

第9 文化の森総合公園文化施設

1 文化の森総合公園文化施設の概要

文化の森総合公園は、個性豊かな県民文化を振興し、魅力ある地域づくりに寄与するため、県民の文化活動の拠点として平成2年に開設され、総面積40.6ヘクタールの広大な敷地内に、図書館、博物館、美術館、文書館、21世紀館などの県の中核的な文化施設を一同に集めたものである。これ



文化の森総合公園

らの各施設は、それぞれ独立した機能を果たすだけでなく、21世紀館を中心に有機的なつながりをもち、自然、歴史、民族、芸術などさまざまな分野に関わる総合的な文化の中心になることを目指している。

2 文化の森総合公園文化施設についての監査手続

文化の森総合公園文化施設の管理運営については、平成17年度の包括外部監査において監査テーマとして選定され、監査されている。

したがって、本年度の監査としては、平成17年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況を検証することとした。

ただし、委託契約（総括意見）及び需用費については、将来に対する提言や一般的な指摘であり、具体的な措置を講じられるものではないため監査の対象外とした。

3 平成17年度包括外部監査における指摘・意見に対する措置の状況

① 人件費

1) 組織体制の見直し

(ア) 指摘・意見の内容

5施設で11名もの館長、副館長が必要であるとは考え難い。

例えば、各施設に置かれている副館長は廃止し、その代わりに文化の森総合

公園文化施設（図書館、博物館、美術館、文書館、21世紀館）全体を総括する施設長1名を置くなど、組織体制の合理化、効率化を図る必要があると思われる。

(イ) 措置の内容（公表）

平成18年度から5施設の総務事務を二十一世紀館に一元化するとともに、副館長の兼務による削減を図った。

(ウ) 意見

平成16年度以降の人件費（正規職員、非常勤職員、臨時補助員）の推移は、次のとおりである。

平成16年度	836,456千円
平成17年度	830,274千円
平成18年度	731,128千円
平成19年度	699,154千円
平成20年度	642,415千円

平成12年度から平成16年度が833,233千円から864,524千円であったことと比較すると、かなり削減されてきているといえる。とりわけ総務事務の一元化を行った平成18年度は大きな減少となっている。

組織のスリム化も行われていると認められ、措置が講じられているものと判断できる。

2) 職員構成及び給与体系の見直し（その1）

(ア) 指摘・意見の内容

図書館については、定型的・機械的なサービスを提供する業務も少なくなく、このような業務についてまで正規職員で対応すべき必要性は高いとは言えない。

従って、直ちに実施することは困難であると思われるが、将来的な課題としては、臨時補助員等の活用によって正規職員の数を減らすなど、職員構成のあり方の見直しが検討されるべきである。

(イ) 措置の内容（公表）

文化の森各館においては、臨時補助員等を活用した形で正規職員数の削減を図った。

(ウ) 意見

平成16年度以降の図書館の正規職員の数及び人件費（正規職員、非常勤職員、臨時補助員）の推移は、次のとおりである。

平成16年度	34人	299,155千円
平成17年度	28人	300,667千円
平成18年度	28人	262,300千円
平成19年度	27人	254,952千円
平成20年度	26人	228,739千円

正規職員数及び人件費の削減が図られており、措置が講じられているものと判断できる。

3) 職員構成及び給与体系の見直し（その2）

(ア) 指摘・意見の内容

正規職員1人当たりの人件費が約760万円（図書館）ないし1,051万円（文書館）と高水準にあることに照らせば、職務の内容や責任の程度に応じた給与体系の再構築も併せて検討されるべきである。

(イ) 措置の内容（公表）

給与体系の再構築については、指摘の趣旨について人事委員会に伝えている。

(ウ) 意見

措置の内容を照会したところその回答は上記のとおりであった。そこで、人事委員会に伝えた内容の詳細について再度確認したところ、「指摘の内容は文化の森各館固有の問題ではなく、県職員全体ひいては公務員制度全体にかかわる構造的な問題であることから将来的な課題として受け止めている。」との回答であった。指摘・意見の内容が将来的な課題であることから、再度の回答の内容自体はもつともなものと思われるが、措置の内容では、個別具体的な対応に着手しているかの誤解を与えるおそれがあり、公表する措置の内容としては不適切と思われる。

4) 指定管理者制度の導入の検討

(ア) 指摘・意見の内容

文化の森総合公園文化施設の公共性に照らせば、施設の管理・運営業務のうち基幹的な業務については県の正規職員に従事させる必要があるものの、定型的・機械的なサービスを提供する業務については、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図るという観点から、将来的な課題としては指定管理者制度の導入を検討する余地もあると思われる。

(イ) 措置の内容（公表）

施設の管理運営の効率化、県民サービスの向上を図るため、平成18年度から受付案内員の段階的削減と民間委託及び券売機の導入を実施した。今後とも、定型的・機械的なサービスを提供する業務については、外部委託化を含めて削減していく。

(ウ) 意見

指定管理者制度の導入については、将来の検討課題との位置づけであるため監査の対象外とする。

措置の内容に記載された管理運営の効率化については、各種取組みを行い、その結果予算規模も年々減少していることから、指摘・意見の趣旨に沿った改善が図られているといえる。

② 委託料

1) 警備業務

〔指名業者の選定基準の変更及び追加の手續の妥当性について〕～警備業務～

(ア) 指摘・意見の内容

指名業者の選定基準の変更及び追加は「文化の森総合公園文化施設警備業務の委託について（伺い）」と題する書面において行われており、その時期も指名競争入札の実施日（平成14年5月21日）の僅か12日前（同月9日）のことであり、D協同組合が指名競争入札に参加することとなった経緯については不透明さが拭えない。

(イ) 措置の内容（公表）

選定基準については、業務の仕様を精査の上、競争性を確保した指名競争入札を実施している。

(ウ) 意見

指摘・意見の内容は、過去の不透明な選定基準の変更及び追加の手續に対する意見であり、具体的な措置が講じられる内容でないため、監査の対象外とする。

〔指名業者の選定基準の合理性について〕～警備業務～

(ア) 指摘・意見の内容

「従業員80名を超える業者又は協同組合」という指名業者の選定基準が設けられているが、平成15年度及び平成16年度の警備業務はD協同組合が受託しているところ、具体的な警備業務を遂行したのはD協同組合の組合員であるS社

であった。従業員数が80名に満たないS社でも業務の遂行に支障がないのであるから、競争原理の徹底という観点からは、より多くの業者に指名競争入札への参加を認めることが望ましく、指名業者の選定基準の見直しが検討されるべきである。

(イ) 措置の内容（未公表）

業務仕様の変更に対応した選定基準を設定している。

（「措置の内容（未公表）」とは、講じた措置としてはまだ公表されていないものであり、監査人が措置の状況について担当課に照会したところ得られた回答である。）

(ウ) 意見

措置の内容を照会したところその回答は上記のとおりであった。そこで、平成16年度以降に指名業者選定基準の変更があったのかどうかを照会したところ、変更はないとの回答であった。

措置の内容の照会に対する回答では、指摘・意見に対して対応したと受け止められるものであるが、実際には何らの対応も行われていなかったわけである。

指摘・意見にもあるように、従業員数80名に満たないS社が実際に業務を行い何らの支障がなかったことからすると、現在の「従業員80名を超える業者又は協同組合」という基準は明らかに競争を不当に制限している基準であると思われる。

県として、その状況を十分認識しながら、何らの措置をとっていないのは理解しがたい状況である。

本件業務の競争は辞退者を除くと4者あるいは5者ときわめて少数の者での競争が行われており、また、その結果同一の者が落札しており十分な競争が確保されているとは言いがたい状況である。

指摘・意見の趣旨に沿ったかたちで、早急に指名業者選定基準の変更を行う必要がある。

[予定価格の妥当性について] ～警備業務～

(ア) 指摘・意見の内容

平成12年度の予定価格が異常に高額であることは明らかであるし、平成16年度の予定価格についても、取引の実例価格に照らせば極めて高額と言わざるを得ない。その理由について、監査対象機関からは、県職員給与と予算を勘案して決定したとの説明がなされている。しかし、警備業務の内容を勘案した場合、その金額の妥当性には疑問がある。

また、委託業務の遂行に必要とされる人員についても、例えば平成13年度は所要人員11人との前提で委託費の積算を行っているものの、業務委託契約書では7人しか記載されていない。その意味でも、予定価格の妥当性には疑問がある。

(イ) 措置の内容（公表）

平成18年度からは「設計業務等標準積算基準表」に基づき、人件費や業務量を十分精査の上、予定価格を設定した。

(ウ) 意見

措置の内容のとおり、平成18年度からは従前の方法を改めより適正と思われる基準に変更してきている。また、結果として、契約金額の予定価格に対する割合が、平成12年度から平成16年度は27.8%～69.0%であったのが、平成18年度69.3%、平成19年度74.1%、平成20年度99.0%と推移しており、指摘・意見の趣旨に応じた措置が図られていると言える。

[入札額、見積額の妥当性について] ～警備業務～

(ア) 指摘・意見の内容

入札参加者や見積者の中には、およそ落札や契約締結の意思がないものと判断せざるを得ないような極めて高額の入札額や見積額を提示する業者が見受けられる。しかし、このような業者を競争入札や見積り合わせに参加させても、競争

原理が機能することは期待できない。従って、契約の公正及び価格の有利性を確保するという観点に照らせば、このような業者を漫然と競争入札や見積り合わせに参加させることは不適切であると言わざるを得ず、監査対象機関としても厳正に対処すべきである。

(イ) 措置の内容（公表）

平成18年度以降は、より競争原理が機能するように、指名業者を見直した。

(ウ) 意見

措置の内容のとおり、平成18年度から指名業者の見直しが行われており、指名業者が変更になっている。

警備業務（21世紀館）についてその内容を見てみると、毎年辞退していた業者と他社に比べて高額な入札を行っていた業者の2業者を指名業者から外して、別の1業者を指名業者とするものである。

しかし、新たに指名業者となった業者は平成18年度以降毎年辞退をしており、結果として、平成17年度以前は5者（辞退業者除く）で競争していたものが、平成18年度以降は4者での競争となっている（4者はすべて平成17年度以前の指名業者と同一で、しかも同一の者が各年度落札している）。

また、常設展・企画展監視警備業務（美術館）については、平成18年度からの指名競争入札導入に伴い、1業者を相見積もり業者から外して別の2業者を指名業者としている。

しかし、平成18年度に指名業者から外れた業者は、平成17年度の見積もり額が最も高い業者とは別の業者であること、新たに指名業者となった者のうち1業者は毎年辞退しており実質3者という少数での競争となっていること、結果論とはいえ同一業者が各年度落札していることから、十分な競争が確保されているとは言いがたいと思われる。

指摘・意見に対して、形式的には措置が講じられているものの、特に警備業務（21世紀館）では却って競争を制限しており、競争原理の機能を期待した指摘・意見の趣旨を没却していると言わざるを得ない。

一般競争入札の導入あるいは指名業者の増加により実質的な競争を確保する形での措置を講じる必要がある。

[随意契約の適法性について] ～警備業務～

(ア) 指摘・意見の内容

企画展警備業務（博物館）、常設展・企画展監視警備業務（美術館）について随意契約の方法によって委託契約が締結されている。しかし、複数の業者による見積り合わせが行われているのであるから、「その性質又は目的が競争入札に適しない」（地方自治法施行令167条の2第1項第2号）とは言いがたい。従って、いずれも随意契約の方法を選択する理由としては不十分でなかろうか。

(イ) 措置の内容（公表）

平成18年度から指名競争入札を行った。

(ウ) 意見

指摘・意見の趣旨に沿った措置が講じられていると言える。

しかし、常設展・企画展監視警備業務（美術館）については、指名業者は4者（うち1者は毎年辞退）と少数であり、また、各年度同一業者が落札していることから十分な競争が確保されているかどうか疑問である。

本件業務については、指名基準に「従業員が100名を超える」業者という基準があり、これが少数の指名業者となっている主要因であると思われる。従業員が100名を超えるという基準はかなり厳しいと思われるし、また、従業員が100名という基準は従業員総数についての基準であり、必ずしも本県の従業員であることを要しないことから合理性にも欠けるとと思われる。従業員100名を超えるという基準は見直すべきである。

次に、企画展警備業務（博物館）についても、指名業者は4者と少数であり毎回同一業者が指名されていること、平成20年度までに10回入札が行われているが、すべて同一業者が落札していることから十分な競争が確保されているとは

言いがたい。

十分な競争の確保のためには一般競争入札とするかあるいは指名業者の増加が必要である。

2) 設備運転管理業務

[指名業者選定の妥当性について] ～設備運転管理業務～

(ア) 指摘・意見の内容

本件の指名競争入札は、F協同組合とその組合員（T社、U社、V社）のみで実施されている。形式的には指名競争入札が実施されているものの、実質的に見れば競争原理が働いているとは言い難く（ちなみに、指名競争入札が実施された設備運転管理業務については、平成12年度から平成16年度までの5年間、全て同一の業者（F協同組合）が落札している）、F協同組合を指名競争入札に参加させることによって、かえって公正な競争を阻害する結果になっていると言わざるを得ない。

(イ) 措置の内容（公表）

平成18年6月以降の競争入札は、より競争原理が働くよう、協同組合とその構成員が重複しないように実施した。

(ウ) 意見

平成18年6月以降の競争入札では、協同組合が指名業者から除かれており、指摘・意見の趣旨に沿った措置が一応講じられていると言える。

しかし、平成18年6月以降の指名業者4者はすべて同じ業者であり変更がないこと、指名業者はすべて従前の契約業者である協同組合の組合員であること、また、結果としてすべて同一業者が落札していることからすると、十分な競争が確保されているか疑問である。

本件業務については、指名基準に「従業員が100名を超える」業者という基準があり、これが十分な競争が確保されていない一因であると思われる。従業員

が100名を超えるという基準はかなり厳しいと思われるし、また、従業員が100名という基準は従業員総数についての基準であり、必ずしも本県の従業員であることを要しないことから合理性にも欠けるとと思われる。

十分な競争を確保するためには、一般競争入札の導入か、あるいは少なくとも協同組合員以外の指名業者を入れ、かつ、指名基準の見直しをする必要がある。

〔入札額が予定価格を上回っていることについて〕～設備運転管理業務～

(ア) 指摘・意見の内容

平成12年度から平成14年度までは3回の入札が実施されたが、いずれも入札額が予定価格を上回っており、入札不調により随意契約となっている。また、平成15年度も、第1回目の入札では入札額が予定価格を上回っている。

入札額が予定価格を上回る事態が何度も続いているのは、指名競争入札において十分な競争原理が働いていないことが原因と思われ、この点については改善の余地があると思われる。

(イ) 措置の内容（公表）

平成16年度以降は業務量を十分精査して予定価格を設定した結果、入札額が予定価格を下回っている。

(ウ) 意見

平成21年度までの予定価格と入札額を検討した結果、いずれも入札額が予定価格を下回っており、指摘・意見の趣旨に沿った措置が講じられていると言える。

3) 総合清掃管理業務

〔随意契約の適法性について〕～総合清掃管理業務～

(ア) 指摘・意見の内容

随意契約の方法を選択した法的根拠は、地方自治法施行令167条の2第1項

第2号であり、その具体的理由としては、①清掃対象面積が約3万2,000㎡と広く、多数の作業員を必要とすること、②広く県民の利用に供するため、常に美観を損なわないよう、きめ細やかな作業が必要であること、③施設、設備が一般事務所ビルと異なるため、細かな作業が必要となること、④入札手続に係る清掃業務の空白を回避するため、事業協同組合と随意契約をし、遅滞なく利用者の便益に供する必要があることの4点が挙げられている。

いずれも随意契約の方法を選択する理由としては不十分でなかろうか。

(イ) 措置の内容（公表）

平成18年度から指名競争入札を行った。

(ウ) 意見

平成18年度から指名競争入札が行われていること、また、契約金額も年々下がってきていることから指摘・意見の趣旨に沿った措置が一応講じられていると言える。

しかし、平成18年度は4者、平成19年度以降は5者を指名業者としているが、指名業者はすべて同じ業者であり変更がないこと、指名業者はすべて平成17年度以前1者随意契約業者であった協同組合の組合員であること、また、結果としてすべて同一業者が落札していることからすると、十分な競争が確保されているか疑問である。

本件業務については、指名基準に「従業員が100名を超える」業者という基準があり、これが十分な競争が確保されていない一因であると思われる。従業員が100名を超えるという基準はかなり厳しいと思われるし、また、従業員が100名という基準は従業員総数についての基準であり、必ずしも本県の従業員であることを要しないことから合理性にも欠けるとと思われる。

十分な競争を確保するためには、一般競争入札の導入か、あるいは少なくとも協同組合員以外の指名業者を入れ、かつ、指名基準の見直しをする必要がある。

[委託先選定の合理性について] ～総合清掃管理業務～

(ア) 指摘・意見の内容

委託先の選定は、受託者の事業遂行能力という観点からなされる必要があるの
であって、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」
の適用を回避する（その目的は、競争入札を回避することにあると解される）た
めに委託先として事業協同組合を選定するというのは、本末転倒と言わざるを得
ない。

従って、総合清掃管理業務の委託先としてF協同組合を選定したことについて
は、その合理性に疑問がある。

(イ) 措置の内容（公表）

平成18年6月以降の競争入札は、協同組合でない業者により実施した。

(ウ) 意見

平成18年6月以降に指名競争入札を導入し、協同組合でない業者により実施
されており、指摘・意見の趣旨に沿った措置が講じられていると言える。

[予定価格の妥当性について] ～総合清掃管理業務～

(ア) 指摘・意見の内容

予定価格が定められているものの、予定価格に関しては客観的な算出基準や算
出方法で定められた形跡はなく、また、他県の業者から参考見積りを徴するなど
して県外の状況を調査している事実もない。

これでは、算出された予定価格が市場価格に照らして妥当であるか否かを判断
することができない。

(イ) 措置の内容（公表）

平成18年度からは「設計業務等標準積算基準表」に基づき、人件費や業務量
を十分精査の上、予定価格を設定した。

(ウ) 意見

平成18年度以降より適正と思われる基準により予定価格を算出していること、また、指名競争入札が導入されていることから、予定価格の妥当性については指摘・意見の趣旨に応じた対応が図られていると言える。

[見積もり合わせがなされていないことについて] ～総合清掃管理業務～

(ア) 指摘・意見の内容

委託先にしか見積書を提出させておらず、見積り合わせが行われていない。

これでは、委託金額が必要以上に高額になる虞がある（なお、具体的金額は、以下のとおりである）し、徳島県契約事務規則32条の趣旨に照らして疑問がある。

(イ) 措置の内容（措置の検討対象外）

措置の検討対象とはされていない。

(ウ) 意見

「随意契約の適法性について」で、競争入札の導入の必要性が指摘されているところ、競争入札が導入されればそもそも見積もり合わせ自体が不要となるため措置の検討対象外として整理したようである。しかしそうであるにしても、外部監査における指摘・意見は網羅的に取り上げ、その旨を公表すべきである。

なお、平成18年度から指名競争入札が導入されており、結果として措置は講じられていると言える。

[見積書の記載について] ～総合清掃管理業務～

(ア) 指摘・意見の内容

委託先から提出された見積書を見ると、清掃箇所ごとの金額は記載されている

ものの、その算出根拠（作業の単価、作業に従事する人数、作業面積等）は明らかにされていない。

これでは、見積額の妥当性をチェックすることは不可能である。

（イ）措置の内容（公表）

財務関係規定に基づき、適正に見積書を提出させている。

なお、平成21年度から年間を通じての指名競争入札を執行し、積算根拠についても国交省に準拠した積算基準を採用している。

（ウ）意見

委託先提出の見積書を確認したところ、平成20年度以降のものについては詳細な算出根拠が示されており、指摘・意見の趣旨に応じた対応が図られていると言える。

4) 各種保守管理・保守点検業務

[随意契約の適法性について] ～各種保守管理・保守点検業務～

（ア）指摘・意見の内容

随意契約の方法を選択した法的根拠は、地方自治法施行令167条の2第1項第2号であり、その具体的理由としては、①一般公開された施設であり、常時不特定多数が利用し、収蔵品、展示借受作品等重量物の運搬が多いため、特に適切な保守管理が必要となることから、当該機器の設置業者の関連企業であり、設置内容を熟知する業者に委託する（エレベーター保守業務）、②メーカー指定のマニュアルによる保守点検が必要であり、この機器の内容を熟知した者によることが必要であるため、メーカーの系列会社（ないし指定代理店）であり、点検のノウハウを有する業者に委託する（スクリー冷凍機保守点検オーバーホール業務、冷温水器保守点検業務）、③当該機器の保守点検に当たっては、その対象に美術館、博物館の展示室、収蔵庫を含み、常時適正な運転が特に要請されるため、文化施設の建設に際し、空調システムの設置を担当した業者に委託する（空調用自

動制御機器保守点検業務)と説明されている。

しかし、委託業務の特殊性を強調する点については、他の施設や設備と比べて委託業務の遂行に特殊な技能や専門性を要するとは考え難く、通常の業者で対応できない業務とは思われない。

また、当該機器のメーカー(又はその関連会社)が委託先として適切であると
の点については、機器の設置を行う業者と保守管理・保守点検の業務を行う業者
とを一致させなければならない必然性はない。特に、近年では、メーカー系列で
はない独立の業者も保守管理・保守点検の業務を行っており、費用も低減化して
いる節が窺われるので、「その性質又は目的が競争入札に適しない」(地方自治
法施行令167条の2第1項第2号)とは言いがたい。

従って、いずれも随意契約の方法を選択する理由としては不十分でなかろうか。

(イ) 措置の内容(措置の検討対象外)

措置の検討対象とはされていない。

監査対象とされた契約は4契約あり、このうち1契約は入札実施、残り3契約
は一者随意契約のままである。

(ウ) 意見

措置の検討対象とされなかった理由は、過去の書類から推察すると、委託料総
括意見における措置・意見と同一趣旨であることから、本件についての措置の検
討は不要と判断したようである。

『(委託料総括意見における指摘・意見の内容)

機器の設置や情報システムの開発等を受託した業者が、その後の保守管
理業務も自動的に受託することとなるため、競争原理が働かず、価格の有
利性が犠牲にされる虞がある。そもそも、設備の設置や情報システムの開
発等を行った場合、その保守管理業務が必要となることは当然に予想され
るのであって、その意味では両者は密接不可分のものと言える。

従って、事務の効率化や契約金額抑制による経費節減を図るという観点に

照らせば、両者を一括して委託することが合理的であると思われるので、そのような契約方法の導入が検討されるべきである。

(上記に対する措置の内容)

『次回の新システム導入に際しては、オープンソース化しその際には、契約方法についても検討したい。』

しかし、本件における指摘・意見は、正に本件委託契約について、その業務内容を精査した結果随意契約によることは問題であり、競争入札によるべきである旨の指摘・意見である。

にもかかわらず指摘・意見を一般論としてまとめて措置の検討対象から外すことは、措置検討対象が不明確となるものであり、整理の仕方として、適切とはいえない。

もちろん外部監査の指摘・意見もすべて正しいわけではなく、措置しないことに合理性が認められるものも存在しうる。しかしながら、その場合にも措置の検討対象とし、措置不要と判断したならば、その旨を理由を付して公表すべきである。

[予定価格の妥当性について] ～各種保守管理・保守点検業務～

(ア) 指摘・意見の内容

予定価格が定められているものの、予定価格に関しては客観的な算出基準や算出方法で定められた形跡はなく、また、他県の業者から参考見積りを徴するなどして県外の状況を調査している事実もない。

これでは、算出された予定価格が市場価格に照らして妥当であるか否かを判断することができない。

(イ) 措置の内容 (未公表)

一部保守業務について、「建築保全労務単価」を参考として客観的な算出基準

とした。

(ウ) 意見

平成21年度に本件にて指摘した業務以外の業務について、一部平成20年度建築保全業務労務単価を参考として算定したようであるが、本件業務については措置されていない。

現在でも4契約中3契約が一者随意契約で行われていることから、予定価格の適正な算出は非常に重要である。早急に措置を講じるべきである。

[見積もり合わせがなされていないことについて] ～各種保守管理・保守点検業務～

(ア) 指摘・意見の内容

委託先にしか見積書を提出させておらず、見積り合わせが行われていない。

これでは、委託金額が必要以上に高額になる虞がある（なお、具体的金額は、以下のとおりである）し、徳島県契約事務規則32条の趣旨に照らして疑問がある。

(イ) 措置の内容（措置の検討対象外）

措置の検討対象とはされていない。

(ウ) 意見

「随意契約の適法性について」で、競争入札の導入の必要性が指摘されているところ、競争入札が導入されればそもそも見積もり合わせ自体が不要となるため措置の検討対象外として整理したようである。しかしそうであるにしても、外部監査における指摘・意見は網羅的に取り上げ、その旨を公表すべきである。

5) 衛生害虫等の駆除及び防除業務

[随意契約の適法性について] ～衛生害虫等の駆除及び防除業務～

(ア) 指摘・意見の内容

随意契約の方法を選択した法的根拠は、地方自治法施行令167条の2第1項第2号であり、その具体的理由としては、①博物館、美術館という特殊な施設設備が対象であり、業務の実施に当たっては使用器具、使用薬剤等についての高度な知識、ノウハウを必要とすること、②施設設備の規模が大きく、広い場所に点在しているため、業務の実施に当たって相当数の作業員が必要であることが挙げられている。

いずれも随意契約の方法を選択する理由としては不十分でなかろうか。

(イ) 措置の内容（公表）

平成18年度から指名競争入札を行った。

(ウ) 意見

平成18年度から5者による指名競争入札が導入されていること、また、5者の入札額はいずれも各年度とも前年度の契約額より低い金額で入札され、契約額が年々下がってきていることから指摘・意見の趣旨に沿った措置が講じられていると言える。

[予定価格の妥当性について] ～衛生害虫等の駆除及び防除業務～

(ア) 指摘・意見の内容

予定価格が定められているものの、予定価格に関しては客観的な算出基準や算出方法で定められた形跡はなく、また、他県の業者から参考見積りを徴するなどして県外の状況を調査している事実もない。

これでは、算出された予定価格が市場価格に照らして妥当であるか否かを判断することができない。

(イ) 措置の内容（未公表）

県外と同規模公立施設の状況調査を実施することとする。

(ウ) 意見

措置の内容を照会したところその回答は上記のとおりであった。そこで、県外
の同規模公立施設の状況調査について照会したところ、状況調査の書面は今回の
照会日以降に作成されたものであり、また、内容も以下のような非常に簡略な内
容のものであった。

高知県（平成21年10月6日付回答）

平成20年度	資料類殺虫殺カビ用薬剤噴霧等委託	157,500円
平成21年度	館内環境モニタリング調査、薬剤噴霧	829,500円
	第4展示室殺虫殺カビ燻じょう	396,900円

業者はすべて「イカリ消毒」です。高知県内で唯一上記業務に対応できる業
者です。

上記作業は、必要に応じて委託しますが、それぞれ年1回は実施しています。

愛媛県（回答日不明）

ひめぎんホール予定価格積算根拠

・事前調査

普通作業員 単価×5名

直接材料費（前年度実績額）

・防除作業

普通作業員 単価×10名

直接経費 5%

一般管理費 8%

高知県のものは、徳島県の契約金額（平成20年度で3,297,000円）
と大きく金額が異なること、また、業務名と金額しか記載されていないことから、
予定価格の算出に当たって参考になるとは到底思われない。また、愛媛県のもの
についても、業務内容の詳細が何も記載されていないため、この資料によりどの

ような参考になるのか甚だ疑問であり、措置の内容に記載するためだけに取寄せた文書であると言わざるをえない。

本件業務については、指名競争入札の導入により、現在は競争が確保されていると思われるが、本件指摘・意見に対する措置としては放置されている状況である。早急に措置を構じるべきである。

〔見積り合わせがなされていないことについて〕～衛生害虫等の駆除及び防除業務～

(ア) 指摘・意見の内容

委託先にしか見積書を提出させておらず、見積り合わせが行われていない。

これでは、委託金額が必要以上に高額になる虞がある（なお、具体的金額は、以下のとおりである）し、徳島県契約事務規則 3 2 条の趣旨に照らして疑問がある。

(イ) 措置の内容（措置の検討対象外）

措置の検討対象とはされていない。

(ウ) 意見

「随意契約の適法性について」で、競争入札の導入の必要性が指摘されているところ、競争入札が導入されればそもそも見積もり合わせ自体が不要となるため措置の検討対象外として整理したようである。しかしそうであるにしても、外部監査における指摘・意見は網羅的に取り上げ、その旨を公表すべきである。

なお、平成 1 8 年度から指名競争入札が導入されており、結果として措置は講じられていると言える。

6) イベントホール設備保守管理等業務

〔随意契約の適法性〕～イベントホール設備保守管理等業務～

(ア) 指摘・意見の内容

随意契約の方法を選択した法的根拠は、地方自治法施行令167条の2第1項第2号であり、その具体的理由としては、①県内で機器操作スタッフを有する音響、照明業者は少なく、かつ、ホール管理は経済効率が悪く引き受け手がいないこと、②ホールの適正な利用のためには、音響照明の一体的な運営が必要となるが、県内では異業種ネットワークを組んでいるK協同組合以外には該当がないことが挙げられている。

いずれも随意契約の方法を選択する理由としては不十分でなかろうか。

(イ) 措置の内容（未公表）

県内の専門業者は限られ、施設固有の構造、設備を安全に機能運用するためには、唯一の業者である。

(ウ) 意見

県内の専門業者は限られるとは思われるが、唯一の業者であるとは思われない。随意契約選択の理由としては不十分であり、入札の導入を検討すべきである。

[予定価格及び委託費積算価格について] ～イベントホール設備保守管理等業務～

(ア) 指摘・意見の内容

予定価格及び委託費積算価格が定められているが、平成12年度から平成16年度までの5年間、全て同じ金額となっている。

また、委託費積算価格は、スタッフ1人当たりの人件費を月額27万8,000円、1か月に要するスタッフを2.5人として算出されているが、本件の勤務体制としては、対象施設の機器操作及び保守管理を遂行できる者が1名常駐すれば足りるとされているのであるから、その金額の妥当性には疑問がある。

(イ) 措置の内容（前段 公表、後段 未公表）

平成17年度からの予定価格の積算に当たっては、所要額を十分精査した。

昇降装置操作の安全性を確保するため、音響及び照明スタッフの2名体制で運

用する必要がある。委託積算価格についても、市場価格に照らして妥当な金額としている。

(ウ) 意見

・前段

平成17年度以降は毎年予定価格が変更されており、所要額についての検討が行われていると言える。

・後段

昇降装置操作の安全性を確保するため、音響及び照明スタッフの2名体制で運用する必要があるとのことであるが、業務仕様書上は「1名常駐すること」となったままである。

2名体制で運用する必要があるのであれば、そのように業務仕様書を改めるべきである。

[見積書提出日と契約締結日が一致していることについて]～イベントホール設備保守管理等業務～

(ア) 指摘・意見の内容

見積書提出日と契約締結予定日が同一日となっており、見積額の妥当性を確認する時間的余裕はない。

これでは、委託金額が必要以上に高額になる虞があるし、そもそも委託者において見積額の妥当性を確認する意思がないと疑われてもやむを得ない。

(イ) 措置の内容（公表）

見積書提出日から契約締結日までの間は、見積額を十分に検討できる期間をとることとした。

(ウ) 意見

見積書提出日を確認したところ、平成17年度 4月1日、平成18年度 3

月30日、平成19年度 3月31日、平成20年度 3月31日、平成21年度 3月21日となっていた。措置の内容は、平成18年12月19日に公表されているが、平成18年度の見積書の日付は3月30日（平成19年度及び平成20年度は3月31日）であり、見積額を十分に検討できる期間とは言えず、措置された状態とは認めがたい。

平成21年度は3月21日となっており、見積額を十分に検討できる期間と認められるが、見積書の徴収伺いの立案日は平成21年4月1日となっており、日付の間に矛盾があった。ケアレスミスとは思われるが、正確な書類を作成するようすべきである。

〔見積り合わせがなされていないことについて〕～イベントホール設備保守管理等業務～

(ア) 指摘・意見の内容

委託先にしか見積書を提出させておらず、見積り合わせが行われていない。

これでは、委託金額が必要以上に高額になる虞がある（なお、具体的金額は、以下のとおりである）し、徳島県契約事務規則32条の趣旨に照らして疑問がある。

(イ) 措置の内容（措置の検討対象外）

措置の検討対象とはされていない。

(ウ) 意見

「随意契約の適法性について」で、競争入札の導入の必要性が指摘されているところ、競争入札が導入されればそもそも見積もり合わせ自体が不要となるため措置の検討対象外として整理したようである。しかしそうであるにしても、外部監査における指摘・意見は網羅的に取り上げ、その旨を公表すべきである。

〔見積書の記載について〕 ～イベントホール設備保守管理等業務～

(ア) 指摘・意見の内容

委託先から提出された見積書を見ると、委託金額の月額に記載されているものの、その算出根拠は明らかにされていない。特に、本件の勤務体制としては、対象施設の機器操作及び保守管理を遂行できる者が1名常駐すれば足りるとされているが、その対価としてこれだけの委託金額を要する根拠は明らかではない。これでは、見積額の妥当性をチェックすることは不可能である。

(イ) 措置の内容（未公表）

業務仕様書には「1名常駐すること」としているが、「1名常駐すれば足りる」のは、催しのないときのホールの管理・下見や事前打ち合わせの場合のことであり、催しがあるときは、2名体制で実際に運用している。

「対象施設の利用状況に応じて変更」している状況を明示するよう業務仕様書を改める。

(ウ) 意見

見積書を見ると、委託金額は月額のみが記載されており、算出根拠は明らかにされていない。また、本件の勤務体制についても、業務仕様書上は依然「1名常駐すれば足りる」となっており、指摘・意見に沿った措置は講じられていない。

本件業務は、一者随意契約で永年行われており、見積書の妥当性についての検証の必要性は高い。早急に措置を講じるべきである。

7) 徳島県文化の森総合公園情報システム運用管理業務

〔随意契約の適法性について〕 ～徳島県文化の森総合公園情報システム運用管理業務～

(ア) 指摘・意見の内容

本件においては、平成12年7月1日から平成13年3月31日までの契約については一般競争入札の方法によって委託契約が締結されているが、それ以降に

については全て、前記委託契約を締結した業者（L社）との間で、随意契約の方法によって委託契約が締結されている。

随意契約の方法を選択した法的根拠は、地方自治法施行令167条の2第1項第2号であり、その具体的理由としては、この業務では、システムの内容を熟知した者がこの業務にあたらなければ、システムサービスが円滑に行われない恐れがあるところ、L社は、当システム構築時に主要部分を担当し、また、システムの機能拡充業務も受託しており、この情報システムの内容を詳細にわたり熟知しているため、構築内容に沿った運用管理業務を迅速かつ効率的に実施できる業者であることが挙げられている。

この論理によれば、システムの構築を行った業者は、自動的にその運用管理業務も受託できることになるが、それならばシステムの構築業務と運用管理業務とを合わせて競争入札に付するのが合理的である。

従って、随意契約の方法を選択する理由としては不十分でなかろうか。

(イ) 措置の内容（措置の検討対象外）

措置の検討対象とはされていない。

(ウ) 意見

過去の契約のあり方についての疑問であり、具体的な措置が講じられるべきものではないため措置の検討対象としていないことにも合理性が認められる。

[一般競争入札の方法について] ～徳島県文化の森総合公園情報システム運用管理業務～

(ア) 指摘・意見の内容

平成12年7月1日から平成13年3月31日までの契約については一般競争入札の方法によって委託契約が締結されているところ、調達手続の説明会にはL社を含む6社が参加しているにもかかわらず、入札に参加したのは1社（L社）だけであり、なぜこのような事態が生じたのか疑問がある。

他の業者が入札に参加しなかった理由は明らかではないが、契約期間が9か月間と短く、業務を受託することのメリットが乏しいとの判断があったものと推察される。しかし、情報システム運用管理業務は、長期間にわたって継続的に遂行される必要のある業務であることから、多くの業者の参加を促すためには、長期間にわたって委託することを前提とした入札方法が検討されるべきである。

(イ) 措置の内容（未公表）

今回の新システム導入に際しては長期継続契約を含む契約方法が可能かどうか検討する。

(ウ) 意見

指摘・意見の内容自体が将来に対する提言であり、具体的な措置が講じられるものではないため、監査の対象外とする。

[予定価格の妥当性について] ～徳島県文化の森総合公園情報システム運用管理業務～

(ア) 指摘・意見の内容

予定価格が定められているものの、予定価格に関しては客観的な算出基準や算出方法で定められた形跡はなく、また、他県の業者から参考見積りを徴するなどして県外の状況を調査している事実もない。

これでは、算出された予定価格が市場価格に照らして妥当であるか否かを判断することができない。

(イ) 措置の内容（未公表）

情報システム関連の見積額については、ICT推進本部調達管理委員会にかけて判断している。

(ウ) 意見

ICT推進本部調達管理委員会に対して、予算要求前審査としてではあるが、積算資料、次年度の見積書を添付して答申を求めていることから、措置が講じられているものと認められる。

[見積もり合わせがなされていないことについて]～徳島県文化の森総合公園情報システム運用管理業務～

(ア) 指摘・意見の内容

委託先にしか見積書を提出させておらず、見積り合わせが行われていない。

これでは、委託金額が必要以上に高額になる虞がある（なお、具体的金額は、以下のとおりである）し、徳島県契約事務規則32条の趣旨に照らして疑問がある。

(イ) 措置の内容（措置の検討対象外）

措置の検討対象とはされていない。

(ウ) 意見

「随意契約の適法性について」で、競争入札の導入の必要性が指摘されているところ、競争入札が導入されればそもそも見積もり合わせ自体が不要となるため措置の検討対象外として整理したようである。しかしそうであるにしても、外部監査における指摘・意見は網羅的に取り上げ、その旨を公表すべきである。

[見積書の記載内容について]～徳島県文化の森総合公園情報システム運用管理業務～

(ア) 指摘・意見の内容

委託先から提出された見積書を見ると、総額が記載されているに過ぎず、作業項目の明細や見積額の算出根拠は明らかにされていない。

これでは、見積額の妥当性をチェックすることは不可能である。

(イ) 措置の内容（未公表）

情報システム関連の見積額については、ICT推進本部調達管理委員会にかけて判断している。

(ウ) 意見

本件業務については、平成18年度から2つの業務に分割されている。

そのうちひとつの業務についての見積書は、平成18年度以降添付資料に算出根拠が示されているが、もうひとつの業務については記載されていなかった。

措置の内容の「ICT推進本部調達管理委員会にかけて判断している。」については、予算要求前審査としてではあるが、積算資料、次年度の見積書を添付して答申を求めていることから、措置が講じられているものと認められる。

8) 全館情報提供・各館業務システムソフトウェア保守業務

〔随意契約の適法性について〕～全館情報提供・各館業務システムソフトウェア保守業務～

(ア) 指摘・意見の内容

本件においては、平成12年度から平成16年度までの5年間、全て同一の業者（L社）との間で、随意契約の方法によって委託契約が締結されている。

随意契約の方法を選択した法的根拠は、地方自治法施行令167条の2第1項第2号であり、その具体的理由としては、徳島県文化の森公園情報システムの情報提供及び業務システムは、データベースを中心としたソフトウェアで構成されており、各館の仕様にあわせカスタマイズされたものとなっているため、プログラムのバグフィックス（エラー訂正）など運用開始後も保守点検が必要となるところ、L社は平成11年度にこれらの開発を請け負っており、これらのシステムについて、その内容を熟知しているため、何かトラブルがあったときの対応も迅速に行えることが挙げられている。

しかし、この論理によれば、システムの開発を行った業者は、自動的にそのソ

ソフトウェア保守業務も受託できることになるが、それならばシステムの開発業務とソフトウェア保守業務とを合わせて競争入札に付するのが合理的である。従って、随意契約の方法を選択する理由としては不十分でなかろうか。

(イ) 措置の内容（措置の検討対象外）

措置の検討対象とはされていない。

(ウ) 意見

過去の契約のあり方についての疑問であり、具体的な措置が講じられるべきものではないため措置の検討対象としていないことにも合理性が認められる。

[予定価格の妥当性について] ～全館情報提供・各館業務システムソフトウェア保守業務～

(ア) 指摘・意見の内容

予定価格が定められているものの、予定価格に関しては客観的な算出基準や算出方法で定められた形跡はなく、また、他県の業者から参考見積りを徴するなどして県外の状況を調査している事実もない。

これでは、算出された予定価格が市場価格に照らして妥当であるか否かを判断することができない。

(イ) 措置の内容（未公表）

県外の状況を調査することとする。

(ウ) 意見

現在何らの措置がなされていない。本件業務は一者随意契約であり、予定価格妥当性検証の必要性が高い。早急に措置を講じるべきである。

〔見積もり合わせがなされていないことについて〕～全館情報提供・各館業務システムソフトウェア保守業務～

(ア) 指摘・意見の内容

委託先にしか見積書を提出させておらず、見積り合わせが行われていない。

これでは、委託金額が必要以上に高額になる虞がある（なお、具体的金額は、以下のとおりである）し、徳島県契約事務規則 3 2 条の趣旨に照らして疑問がある。

(イ) 措置の内容（措置の検討対象外）

措置の検討対象とはされていない。

(ウ) 意見

「随意契約の適法性について」で、競争入札の導入の必要性が指摘されているところ、競争入札が導入されればそもそも見積もり合わせ自体が不要となるため措置の検討対象外として整理したようである。しかしそうであるにしても、外部監査における指摘・意見は網羅的に取り上げ、その旨を公表すべきである。

〔見積書の記載内容について〕～全館情報提供・各館業務システムソフトウェア保守業務～

(ア) 指摘・意見の内容

委託先から提出された見積書を見ると、総額が記載されているに過ぎず、作業項目の明細や見積額の算出根拠は明らかにされていない。

これでは、見積額の妥当性をチェックすることは不可能である。

(イ) 措置の内容（未公表）

見積書に算出根拠を記載するよう改めた。

(ウ) 意見

平成21年度の見積書からは明細が添付されており、措置が講じられていると言える。

9) 文化の森総合公園情報システム機能拡充業務

〔随意契約の適法性について〕～文化の森総合公園情報システム機能拡充業務～

(ア) 指摘・意見の内容

本件においては、全て同一の業者（L社）ないしその関連会社との間で、随意契約の方法によって委託契約が締結されている。

随意契約の方法を選択した法的根拠は、地方自治法施行令167条の2第1項第2号であり、その具体的理由としては、徳島県文化の森公園情報システムの情報提供及び業務システムは、データベースを中心としたソフトウェアで構成されており、各館の仕様にあわせカスタマイズされたものとなっているが、設計段階では思いもつかなかった不具合や、実際に運用するに当たって充実させたい機能も出てきた場合に、その機能を充実させる必要があるところ、L社は平成11年度にこれらの開発を請け負っており（関連会社については、システム開発時に実際に作業を行った業者であり）、これらのシステムについて、その内容を熟知しているため、業務を遂行するに当たって的確に行うことができることが挙げられている。しかし、この論理によれば、システムの開発を行った業者は、自動的にその機能拡充業務も受託できることになるが、それならばシステムの開発業務と機能拡充業務とを合わせて競争入札に付するのが合理的である。

従って、随意契約の方法を選択する理由としては不十分でなかろうか。

(イ) 措置の内容（措置の検討対象外）

措置の検討対象とはされていない。

(ウ) 意見

過去の契約のあり方についての疑問であり、具体的な措置が講じられるべきものではないため措置の検討対象としていないことにも合理性が認められる。

[予定価格の妥当性について] ～文化の森総合公園情報システム機能拡充業務～

(ア) 指摘・意見の内容

予定価格が定められているものの、予定価格に関しては客観的な算出基準や算出方法で定められた形跡はなく、また、他県の業者から参考見積りを徴するなどして県外の状況を調査している事実もない。

これでは、算出された予定価格が市場価格に照らして妥当であるか否かを判断することができない。

(イ) 措置の内容（公表）

平成20年度限りで業務を廃止した。

(ウ) 意見

平成20年度限りで業務が廃止されていることから、監査の対象外とした。

[見積もり合わせがなされていないことについて] ～文化の森総合公園情報システム機能拡充業務～

(ア) 指摘・意見の内容

委託先にしか見積書を提出させておらず、見積り合わせが行われていない。

これでは、委託金額が必要以上に高額になる虞がある（なお、具体的金額は、以下のとおりである）し、徳島県契約事務規則32条の趣旨に照らして疑問がある。

(イ) 措置の内容（措置の検討対象外）

措置の検討対象とはされていない。

(ウ) 意見

「随意契約の適法性について」で、競争入札の導入の必要性が指摘されているところ、競争入札が導入されればそもそも見積もり合わせ自体が不要となるため措置の検討対象外として整理したようである。しかしそうであるにしても、外部監査における指摘・意見は網羅的に取り上げ、その旨を公表すべきである。

10) 情報システム関係保守業務等

〔随意契約の適法性について〕～情報システム関係保守業務等～

(ア) 指摘・意見の内容

随意契約の方法を選択した法的根拠は、地方自治法施行令167条の2第1項第2号であり、その具体的理由としては、①当業者は平成11年度に工事を請け負っており、当業者はその内容を熟知していること（デジタル電話交換機保守業務、各種映像音響情報システム等保守業務）、②当業者は各種映像音響情報システムの工事及び保守業務を請け負っており、当業者はその内容を熟知していること（各種映像音響情報システムオーバーホール業務）、③当業者は、現在のAVシステムを構築し、その後の保守業務を担当しているところ、今回のシステム更新は、工事期間の短縮と経費の大幅な圧縮を図るため、主要機器を継続利用し、システムプログラムの一部変更により実施することから、システム構築に必要な配線・配管等について熟知しており、現行システムを構築した当業者が適切であること（AVライブラリシステム更新業務）が挙げられている。

しかし、これらの委託業務については、業務の遂行に特殊な技能や専門性を要するとは考え難く、通常の業者で対応できない業務とは思われないので、「その性質又は目的が競争入札に適しない」（地方自治法施行令167条の2第1項第2号）とは言いがたい。従って、いずれも随意契約の方法を選択する理由としては不十分でなかろうか。

(イ) 措置の内容（未公表）

①②システム構築時には、システム構築業者独自の仕様となっており、他の業者では保守管理を行うことが出来ない。次回システム構築時には、透明性・競争

性を確保するためオープンソースの導入を検討する。

③平成21年9月でAVライブラリーシステムは廃止する。

(ウ) 意見

指摘・意見では、随意契約選択の理由は不十分であるとしているが、システム構築業者独自の仕様となっており、他の業者では保守管理を行うことが事実上不可能であるとする措置の内容にも合理性が認められると思われる。

[予定価格の妥当性について] ～情報システム関係保守業務等～

(ア) 指摘・意見の内容

予定価格が定められているものの、予定価格に関しては客観的な算出基準や算出方法で定められた形跡はなく、また、他県の業者から参考見積りを徴するなどして県外の状況を調査している事実もない。

これでは、算出された予定価格が市場価格に照らして妥当であるか否かを判断することができない。

(イ) 措置の内容（未公表）

今後、他館の契約方法、見積額等を聞き取ることにする。

(ウ) 意見

予定価格について、各年度見直しが行われているが、客観的な算出基準や算出方法で定められた形跡はなく、また、他県の業者から参考見積りを徴するなどして県外の状況を調査している事実もない。早急に措置を講じるべきである。

[見積もり合わせがなされていないことについて] ～情報システム関係保守業務等～

(ア) 指摘・意見の内容

委託先にしか見積書を提出させておらず、見積り合わせが行われていない。

これでは、委託金額が必要以上に高額になる虞がある（なお、具体的金額は、以下のとおりである）し、徳島県契約事務規則32条の趣旨に照らして疑問がある。

(イ) 措置の内容（措置の検討対象外）

措置の検討対象とはされていない。

(ウ) 意見

「随意契約の適法性について」で、競争入札の導入の必要性が指摘されているところ、競争入札が導入されればそもそも見積もり合わせ自体が不要となるため措置の検討対象外として整理したようである。しかしそうであるにしても、外部監査における指摘・意見は網羅的に取り上げ、その旨を公表すべきである。

11) 情報文化実習室運用業務（前期、後期）

〔随意契約の適法性について〕～情報文化実習室運用業務（前期、後期）～

(ア) 指摘・意見の内容

委託業務の内容としては、講師及び講座補助員の派遣並びに講座テキストの作成等に過ぎず、パソコン講座を開設している業者であれば対応できる業務であると思われるので、「その性質又は目的が競争入札に適しない」（地方自治法施行令167条の2第1項第2号）とは言いがたい。

従って、いずれも随意契約の方法を選択する理由としては不十分でなかろうか。

(イ) 措置の内容（公表）

平成15年度限りで業務を廃止した。

(ウ) 意見

平成15年度限りで業務が廃止されていることから、監査の対象外とした。

4 措置状況に関する指摘・意見

- ① 今般文化の森総合公園文化施設についての監査手続として、平成17年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況を検証した。

その結果外部監査の指摘・意見の趣旨に沿った対応が速やかにとられていると認められるものがあつた反面、措置の状況のあり方について問題と思われる点も見受けられた。

- ② 第一に、外部監査で指摘や意見を述べているにもかかわらず、措置の対象外とされているものが少なからずあつた。その理由は、他の指摘・意見と重複あるいは関連するため措置の検討対象から除外したとのことである。しかし、「② 委託料、(4) 各種保守管理・保守点検業務、〔随意契約の適法性について〕」のように、明らかに別個の指摘・意見と思われるものについても内容が重複するからと判断し措置の検討対象外としているものもあつた。

〔意見〕

外部監査における指摘・意見については、たとえ重複あるいは関連すると思われるものについても県で独自に措置の検討の可否を判断するのではなく、すべて措置の検討対象とし措置の状況の公表をすべきである。

- ③ 第二に、指摘・意見に対して措置が講じられておりその旨公表されているが、形式的な対応にとどまっていた指摘・意見の趣旨からすると措置が講じられているとは認めがたいものがあつた。例えば、「② 委託料、(2) 警備業務、〔入札額・見積額の妥当性について〕」では、「競争原理を機能させるために、辞退業者や極めて高額な入札を行う業者等落札意思のないものを参加者から外し、指名業者の見直しを行うべきである」との指摘に対して、平成18年度から指名業者の見直しを行い、一応措置は講じられている。しかし、その内容は、2業者を指名業者から外し、別の1業者を指名業者とするものであるが、新たに指名業者となった業者は以後毎年度辞退している。結果としては従来辞退業者を除くと5者により競争していたものが、4者での競争となっており（4者はすべて従来の指名業者と同一で、し

かも同一の者が各年度落札している)、指名業者の見直しにより却って競争を制限している。

[意見]

指摘・意見については、形式的な対応をするのではなく、指摘・意見の趣旨に沿った形で措置を講じる必要がある。

- ④ 第三に、指摘・意見に対して措置を講じていないものについてである。今回措置を公表済みのもの以外についても所管課に措置の内容を照会したが、例えば「②委託料、(8)全館情報提供・各館業務システムソフトウェア保守業務、〔予定価格の妥当性について〕」では、「県外の状況を調査することとする」という回答となっており、現段階では何らの措置を講じていない状況である。平成17年度の外部監査からすでに3年以上経過しているが、その間何らの対応もなく放置されていたことになる。

[意見]

外部監査の指摘・意見については、速やかに措置を講じるか、あるいは措置を講じる必要がないと判断するのであれば、その理由を付して公表すべきである。

- ⑤ 第四に、措置状況の公表のあり方についてである。平成19年度の外部監査でも指摘されているとおり、措置を講じたもの、措置を講じていないものそれぞれについて公表のあり方に問題がある。

[意見]

措置を講じたものについては、その公表内容が講じた措置の概要の記載に留まっているため、措置の十分性についての第三者による検証が不可能であるばかりでなく、そもそもその内容の把握すら困難である。措置を講じたものについての公表は、できる限り詳細にその内容を記載する必要がある。

措置を講じていないものについては、何ら公表がされていないため、措置が不要

あるいはできないのか、措置をすべく検討中なのか、検討すら行っていないのかが不明である。地方自治法においては、措置を講じたものの通知、公表についてのみ規定されているが、措置を講じていないものについても、その旨及び措置を講じていない理由を通知、公表するとともに、措置をすべく検討中のものについては、定期的に検討状況を通知、公表するべきである。

第4章 監査意見の総括及び指摘・意見の一覧表

1 はじめに

すでに指摘し、あるいは意見を述べたとおり、教育委員会等の事務執行については、事務処理の効率化や経済合理性の追求、あるいは法的な位置づけや権利関係についての確認が不十分な点があること、学校運営における費用が必ずしも十分ではないこと、監査による指摘・意見に対する措置について意識が甘いといった問題点が見受けられた。

2 事務処理の効率化

教育委員会に限らず、事務処理を効率化することはそれ自体重要であるが、それに伴って責任の所在が明確になるし、また手続の適正を確保することにもつながる。

ところが、教育委員会の事務分掌は非常に細分化されているため、一貫性のある合理的な事務処理が阻害されているのではないかと疑問がある。

授業料に関する事務でも、徴収手続や未収金の回収に対する対応が不適切であったり、未収授業料の適切な不納欠損処分がなされていなかったりする状況があったが、これも事務分掌が適切といえないからではないかと思われる。

事務処理の効率性が、様々な問題の背景事情となっていることを意識し、事務分掌の見直しをすべきであろう。

3 経済合理性の追求

教育委員会の予算は、県予算の18～19%もの割合を占めており、全歳出の中で公債費の次に大きい状態が続いている。また、教育委員会は、多くの不動産等の財産を管理している。このように大きな予算の配分を受け、また価値のある財産を管理している部局には、特に経済合理性を強く意識して事務執行すべき責務がある。

ところが、各種契約の締結では、厳密な検討を加えることなく一者随意契約を繰り返している例や、形だけの相見積もりがなされている例、入札参加者数や指名者数が少ない入札手続の例が多数存在しており、いずれも実質的な価格競争がなされているとは言いがたい状態である。

また、教育委員会所管の未利用県有財産には、財産的価値が高い不動産や、未利

用期間が著しく長期化している不動産などが多数存在している。これらの財産については、これまでもその未利用状態の解消の必要性が指摘されていたようだが、現在もその状態は改善されているとはいいがたい。

他方、これまでになされた学校再編について、検証がなされていないことも問題である。今後予定されている学校再編にも莫大な費用が必要となるが、すでになされた学校再編を検証してそのノウハウを蓄積することが、経済合理性を高めることにつながるはずである。

さらに、総合教育センターは、多額の県費を投じて設置した施設であるが、有効活用がなされているとはいいがたい状態である。

このように、教育委員会等の事務執行には経済合理性を追求しようという意識が希薄である。今一度、教育委員会に配分されている予算や教育委員会が管理している財産の大きさを再認識し、経済合理性を意識した事務執行を心掛けるべきである。

4 法的な位置づけや権利関係の確認

教育委員会に限らず、行政である県の行為には法律上の根拠が必要であるところ、すべての事務執行について法的な位置づけや権利関係が明確にされるべきは当然である。

ところが、授業料に関する事務執行では、法的な意味での納付義務者が不明確となっていたり、未収授業料の適切な不納欠損処理がなされていなかったりするなどの状況があった。

また、奨学金に関する事務執行では、管理のあり方が適切でないために、時効中断や延滞利息の処理、保証債務の履行請求などの面で、問題となる処理がなされていた。

そして、各学校現場でも、本来寄附手続により県有財産とすべきではないかと思われる物品が寄附手続されないまま学校現場で使用されるなど、曖昧な権利関係が常態化している。さらに、学校がPTA会長名を名義借りして設置しているといわざるを得ない自動販売機やそれによる収入、存在意義や根拠がはっきりせず、あるいは報告手続等が適切になされていない学校関連会費など、法的な位置づけの曖昧な権利関係や財産が多数存在した。

加えて、総合教育センターでは相見積もりによる契約の手續において見積徴求日等を真実の日付と違えたり、(財)埋文センターでは適切といえない経理処理であったりするなどの問題点もあった。

このように、教育委員会等の事務執行の中には、法的な位置づけや権利関係が不明確となってしまうものが多数存在した。行政の行為は法律に基づかなければならないという大原則に立ち返り、慣例に従った位置づけの曖昧な事務執行は見直す必要がある。

5 学校運営に必要な費用の充実

昨今の社会の変化、少子化傾向に鑑みても、将来を担う子どもに対する教育を見直し、充実させる必要性は言うに及ばない。その意味で、学校運営に必要な費用を充実させるべきは当然である。

ところが、実際の学校現場では、必ずしも費用が十分に確保されているとはいえない。

例えば、充実した教育環境を確保するためには必要不可欠といえるエアコンについて、県費で設置されている例はほとんど存在せず、PTAあるいは同窓会の負担によって設置されている。そのため、未だにエアコンが設置されないままとなっている学校も存在する。

また、法的な位置づけが不明確あるいは不適切な自動販売機による収入や学校関連会費により、本来県費によってまかなうべきではないかと思われる経費の支出がなされている。これは、ほとんどすべての学校で長年にわたって取られている便法であるが、費用が十分に確保されていないことをうかがわせる。

教育に必要な費用は、県及び県民全体の将来に対する最大の投資というべきである。教育委員会事務局は学校現場を具体的に把握し、その運営に必要な費用が県費で支出できるような予算の配当のあり方等も含めて検討すべきである。

6 指摘・意見に対する措置

この度の監査では、文化の森総合公園についてのみ、以前の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況を検証したが、指摘・意見の対象でありながら措置

の対象外としたり、措置を講じていなかったり、措置の公表のあり方に問題があったりする例があった。

このような対応は、指摘・意見に対する措置についての意識が甘いことの現れである。包括外部監査による指摘・意見の意味、重要性を十分に理解し、早急に措置を講じるべきであろう。

7 まとめ

教育委員会が担う役割は極めて重要であり、それだけに県民に対する責任は大きい。

これまでも、その重要性や責任の大きさを意識して事務執行していたものとは思われるが、この度の指摘・意見を契機にその重要性、責任の大きさを再認識し、問題点の真剣な見直し、検討により、よりよい教育行政を実現していただきたく希望するものである。

指摘・意見の一覧表

<p>1 教育委員会の組織及び事務分掌</p> <p>(問題点)</p> <p>教育委員会は大きく分類して15の課等に分かれており、それ以外に各学校が所管する事務や教育委員会以外の部局が所管する事務もあるため、結果として事務分掌が非常に細分化されてしまっている。</p> <p>しかし、事務分掌の細分化によって一貫性のある合理的な事務処理が阻害されたり、責任の所在が曖昧になったりしているのではないかという疑問がある。</p> <p>(意見)</p> <p><u>事務処理の効率化、責任の所在の明確化、手続の適正化などの観点から、課や室の統合を含め、事務処理の一元化を図る方向で、事務分掌を見直すべきである。</u></p>
<p>2 各種契約</p>
<p>① 設計業務等</p> <p>(問題点)</p> <p>設計業務契約は、競争入札で契約の相手方を選定するが、その後に発注される設計意図伝達業務を「・・・設計その2業務」という名称で、当初契約を受注した業者と一者随意契約により契約締結している例があり、その中には契約金額が高額となっているものもある。</p> <p>しかし、このような取り扱いをすれば、「・・・設計その2業務」について価格競争がまったく行われなくなることになる。</p> <p>(指摘)</p> <p><u>「・・・設計その2業務」は当初設計契約の内容に含ませて全体として一般競争入札により価格競争が行われるようにするのが望ましい。仮にそれが困難であるとしても、単純な一者随意契約ではなく、例えば設計契約締結の際に「・・・設計その2業務」の金額について具体的な基準を提示して確認するなどして、「・・・設計その2業務」が経済合理性を損なわない額で契約できるような方策を講じるべきである。</u></p>

<p>② 自家用電気工作物保守管理業務</p>
<p>(問題点)</p> <p>各学校に設置されている高圧電力を受電し、学校施設内に電力を供給する設備（自家用電気工作物）の保守管理業務は、すべての学校について、教育総務課が一括して一者随意契約により特定の業者と契約締結をしている。</p> <p>しかし、契約の相手方をこの業者に限る合理性はなく、このような契約締結のあり方では価格競争がなされず、経済合理性が低くなる。</p>
<p>(意見)</p> <p><u>自家用電気工作物保守管理業務は入札等価格競争を経た手続によって契約締結すべきであり、少なくとも一者随意契約としてきた取り扱いについて、本当にそれが適切妥当であるかを、きちんと見直す必要がある。</u></p>
<p>③ ネットワーク運用維持管理業務等</p>
<p>(問題点)</p> <p>ネットワーク運用維持管理等、情報システムの保守管理業務の中には、継続して一者随意契約により契約締結している例があり、その契約金額も高額となっている。</p> <p>しかし、この状態では、高額な契約締結について価格競争がまったくなされないことになる。</p>
<p>(意見)</p> <p><u>このような事後に必ず保守管理が必要となる業務については、それに要する費用や契約のあり方を十分に検討した上で、委託契約を締結する必要がある。具体的には、開発業者以外の業者が保守管理できないというようなシステムを安易に採用したことは大きな問題があったというべきである。今後開発する情報システムについては、オープンソース化する等により開発業者以外の業者も保守管理業務に参入できるようにすべきである。</u></p> <p><u>また、すでに開発してしまっているシステムについても、別の業者にて保守管理することが現実的に可能か否かを具体的に検討すべきである。仮にそれが困難であるとしても、今後は、保守管理業務の具体的な内容から見て、適切妥当と思われる</u></p>

金額にて契約できるような何らかの方策を講じるべきである。

④ 学校警備業務

(問題点)

県立学校は全て、警備業務を委託しているが、契約金額はほとんど同額になっている。

しかし、各学校はそれぞれ規模、所在地、周辺環境に違いがあり、必要な警備の内容にも違いがあるはずである。

(意見)

各学校の実情に応じて必要となる具体的な警備内容を精査し、必要な警備内容に応じた契約金額を厳密に検討し、交渉するなどして、合理的な警備業務の委託契約を締結すべきである。

⑤ その他の一者随意契約について

(問題点)

その他の契約の中にも、合理的とは思われない理由により、一者随意契約により契約を締結されている例が多く存在した。

しかし、繰り返し述べたとおり、一者随意契約は経済合理性の追求という視点に欠ける調達方法である。一者随意契約の合理性について、一見もつともであるかのような理由があっても、入札や相見積もりがおよそ不可能であるという業務は基本的に存在しない。

(意見)

これまで一者随意契約にて調達してきたすべての契約について、改めて何らかの形で価格競争を実施する方向を模索すべきである。

⑥ 各学校における空調設備機器保守等の業務

(問題点)

各学校における空調設備機器保守業務等は、ほとんどが相見積もりにより契約締結されているが、それにもかかわらず契約の相手方が長期間同じとなっている例が散見される。これは、ほとんどが同じ業者への見積り依頼を繰り返していることが大きな要因となっていると思われる。

(指摘)

相見積もりの目的が経済合理性の追求にあるということを十分に意識し、例えばもっと多くの業者に見積依頼をすとか、積極的に見積依頼の業者を変更するなどの方針を取り、実のある価格競争を実施すべきである。

⑦ 契約の細分化について

(問題点)

各契約の中で、本来一括して契約締結するのが自然と思われるにもかかわらず、これを分割して別々の契約とした上で、相見積もりにより締結している例が複数あった。

これらの契約の内容を細分化した本当の目的は、細分化することで予定価格を下げ、入札やその他手続を要するような対象の契約となることの回避と思われ、この取り扱いは不適切であるといわざるを得ない。

(指摘)

今後は価格競争によって経済合理性を追求するという意識を持つべきである。

⑧ その他の相見積もりについて

(問題点)

その他の契約の中にも、調達方法を再検討すべきではないかと思われる例がいくつか存在した。

(意見)

相見積りという手続の目的が何であるかを十分に意識し、今後は価格競争によって経済合理性を追求するという明確な意図のもとに行われるべきである。

⑨ 一般競争入札参加者が少ない例とその問題点

(問題点)

一般競争入札により締結された契約の中には、入札参加者が極めて少ない例が複数存在した。

しかし、形式的には入札が実施されても、入札参加者が極めて少なければ、実質的な価格競争がなされたといいがたい。

(意見)

入札を実施する場合には、その参加者数をできるだけ多く確保することを念頭に、公告方法を工夫し、広く周知を図るべきである。少なくとも県のホームページについては、入札情報を容易に検索できるシステムに変更できないか、検討すべきであろう。

⑩ 指名競争入札の指名者数が少ない例とその問題点

(問題点)

指名競争入札により締結された契約の中には、指名者数が極めて少ない例が複数存在した。

しかし、指名競争入札を実施する場合には、そもそも指名者数が少ないと実質的な価格競争がなされない結果となってしまう。

(指摘)

入札が価格競争によって経済合理性を追求する手段であるとの意識を明確に持ち、指名競争入札による場合には、できるだけ多くの指名者数を確保するべきである。

3 授業料

(問題点)

授業料について、法的な意味での納付義務の負担者が不明確となっていたり、減免手続で既存の規定を没却するような手続が行われたり、未収授業料の適切な不納欠損処理がなされていなかったりしている状況があった。

このように、授業料に関する事務処理では、法的な効果や既存の規定の趣旨を十分検討せず、これらを見做した安易な運用がなされている傾向がある。

(指摘)

授業料は、歳入に関する事項であり、金銭債権の存否に関わる事項でもあるから、法的な意味や法的根拠などをきちんと検討した上で取り扱う必要がある。上記取り扱いについては、それぞれ今一度根拠を伴う取り扱いであるか、確認する必要がある。

(問題点)

授業料について、授業料の徴収手続・未収金の回収に対する対応が不適切であっ

たり、未収授業料の適切な不納欠損処理がなされていなかったりしている状況があった。

これらは、事務分掌が必ずしも適切とはいいがたいために生じている問題ではないかと思われる。

(意見)

このような問題も意識して、適切な事務分掌を検討すべきである。

4 奨学金

(問題点)

奨学金返還金の未収額は多額であり、毎年増加し、しかも毎年の増加額は年を追うごとに増える傾向にある。

奨学金は、その制度の性質上、一定の割合で返還金の回収が困難となることは避けられず、したがってその未収額が増加しているとの一事をもって問題であるということはできない。

しかし、現状では、奨学金の返還状況を漏れなく把握できるような検索可能な管理がなされていない。したがって、適切な時効中断、延滞利息の処理ができなくなるおそれがある。また、保証人に対する保証債務の履行請求もきちんとなされていない。

(指摘)

奨学金の返還状況を適切に管理し、これらの処理等をきちんを行う必要がある。
そして、なお回収困難である場合には、適切な手続を経て不納欠損処分とすべきである。

5 未利用財産の活用・処分

(問題点)

教育委員会には、現在未利用となっている財産が数多く存在する。

(指摘)

これら未利用財産については、速やかな処分を真剣に検討すべきである。

特に、財産的価値が高いと思われる旧情報処理教育センター・旧教育研修センター、未利用期間が著しく長期化している勝浦高等学校実習地、城西高等学校佐古山

演習林、未利用数が多く、未利用期間も長期化している傾向にある校長公舎・職員公舎などは具体的な処分方針を改めて検討し直すべきである。また、旧山川少年自然の家については、少なくとも従前以上の真剣な検討を行うべきである。

そして、具体的な処分方法について、従前の方法にとられることなく、あらゆる方法を検討すべきである。例えば、校長公舎・職員公舎については、入札と所管換以外の方法による処分の可能性も、具体的に検討すべきである。

(問題点)

未利用財産の中には、使用開始時に一定の権利関係を結んでしまっていたために、未利用となった時点での処分が困難となってしまった財産がある。

(意見)

不動産等の維持管理費や廃棄に要する費用が大きくなる可能性のある財産について、県が一定の権利関係を結ぶ場合には、将来未利用となり処分しなければならなくなった場合の対応を十分に検討し、必要な合意を交わしておくべきである。

6 各県立学校の実情

① 物品の寄附、管理

(問題点)

各学校の現場では、学校に常時置かれていて使用されているにもかかわらず、学校所有となっていない物品が多数存在する。そのため、これら物品の所有権の帰属が極めて曖昧となっている。

しかし、このような状態では、これら物品の処分手続や物品に起因する事故の責任の所在など、いろいろな場面で問題の解決が困難になってしまう。

学校は、これら物品について、使用者が一部に限られる、あるいは維持管理に費用を要する等の理由で寄附手続をとっていないと説明するが、そのような理由で寄附手続をせず、所有をあいまいにした状態で使用すべきではない。

また、寄附手続がとられた物品についても、適切な管理がなされていない例があった。

(指摘)

教育委員会是指針を示すなどして、適切な寄附受付及び寄附後の物品管理を行う

よう各学校に指導すべきである。

② エアコンの設置

(問題点)

多くの学校にはエアコンが設置されているが、県費にて設置したものはほとんど存在せず、各学校ごとに、P T Aあるいは同窓会が、一括購入もしくはリース契約締結などにより、設置している。その結果、エアコンの設置状況などがまちまちとなっている。

しかし、同じ県立学校でありながらエアコンの設置状況などに格差があるというのは疑問がある。

(意見)

エアコンは本来県負担による設置が望ましいというべきであり、この方向で具体的に検討すべきである。

③ 自動販売機の設置、収入の扱い

(問題点)

ほとんどの学校には、自動販売機が設置されている。

その実態は、学校がP T A会長名を名義借りして学校に必要な雑費を捻出する手段として利用しているといわざるを得ない。そして、自動販売機による収入は、学校現場において、必要な経費捻出のための財源として、また、迅速な経費支出を行えるという意味でも非常に重要な存在となっている。

しかし、学校運営に本当に必要な経費は県費によってまかなうべきであるし、県費による支出の手続が煩雑で時間がかかるために自動販売機会計の収入で経費を捻出するというのは本末転倒の感がある。

また、現在の自動販売機会計の扱いは、純然たる県費でないため明確な取り扱いが存在せず、各学校によりまちまちであり、その中には必ずしも適切といえない運用もある。

(指摘)

自動販売機は県有の土地建物上に設置されるものである以上その収入は県に帰属すべきである。したがって、県が業者と直接契約し収入は県に帰属するように改

め、学校運営に必要な経費については県費から支出するようにすべきである。

④ P T A会費その他学校関連会費の管理

(問題点)

各学校には、授業料や入学金などの他に、P T A会費など様々な費目の、生徒あるいはその保護者等から徴収し、県の歳入としない性質の各種会費が存在する。

これらの学校関連会費は、必ずしもその存在意義や根拠がはっきりしないものも多い。そのため、未収金や不足が生じた場合には、対応に窮することとなる。その結果、別会計からの流用などの事態が起きている。

また、これらの学校関連会費は各学校ごとに作っているため、学校ごとに一人あたりの生徒の負担額が異なっている。これは、教育を受ける権利の趣旨や、同じ県立学校であることに鑑みれば、望ましくない状態である。

そして、これらの学校関連会費について、責任を持って監督する機関や制度が存在しないため、その使途がルーズとなり、様々な問題が生じている。

特に、学校関連会費の内容を生徒及びその保護者に対して、きちんと報告していないという状況には、問題がある。これらの学校関連会費は、生徒及びその保護者から集金しているのであるから、最低でもその会計の具体的な内容についてきちんと報告する義務がある。また、学校関連会費によっては、実費預り金という性質のものもあるといえるところ、このような会計については、本来は年度ごとに清算処理すべきであるし、仮に翌年度に繰り越しする場合には、生徒及びその保護者の明確な了承を得る必要がある。

(意見)

学校関連会費は、現実にはすべての県立学校に共通して存在するものであり、その総額は相当な金額となる。このような状況、教育委員会が学校現場を具体的に理解する必要性やその他の問題点に鑑みれば、教育委員会において一元的に学校関連会費の内容や状況を把握し、これを管理する取り扱い指針の作成を検討すべきである。

少なくとも、生徒及びその保護者に対して具体的な報告すらなされていないという現状は、直ちに改善する必要がある。

⑤ 学校再編
<p>(問題点)</p> <p>学校再編には大変な事務手続を要する。例えば、徳島科学技術高等学校への統合、移設の際には、統合対象校の教職員が通常業務に従事しつつ、その事務手続に携わった。その負担は極めて大きかったようである。</p>
<p>(意見)</p> <p><u>教職員の通常業務の分掌や繁閑に配慮したスケジュールなど、対象校の教職員に配慮しながら学校再編を進める必要がある。</u></p>
<p>(問題点)</p> <p>学校再編に要する事務処理や費用は莫大である。今後も各学校の再編が予定されている。</p> <p>ところが、実際になされた学校再編に関する事務処理について、統合後に具体的な課題や問題点の洗い出し作業をする等の検証がされていない。</p>
<p>(意見)</p> <p><u>すでになされた再編についてはぜひとも実のある検証を実施し、そのノウハウも今後の再編手続に生かしていくべきである。</u></p>
7 徳島県立総合教育センター
① 施設の利用状況
<p>(問題点)</p> <p>総合教育センターは、多額の費用を投じて設置された大変立派な施設であるが、現状ではとても有効に利用されているとは言いがたい。</p>
<p>(意見)</p> <p><u>今後は施設の有効利用という視点を持ち、利用状況をきちんと記録することはもちろん、具体的な利用の方法を再検討し、また一般への貸し出しをもっと広報するなどしてその利用を促進するべきだと思われる。</u></p>
② 相見積もりの手続
<p>(問題点)</p> <p>相見積もりがなされた契約の中で、見積書徴求日や契約日等の日付が全て4月1</p>

日になっているものがいくつか存在した。

総合教育センターは、これらは年度初めから締結されていることが必要な契約であり、実際には前年度から見積徴求等を開始しているが、翌年度締結の契約を前年度から準備することは望ましくないとの見解から、上記の処理をしたと説明するものの、この説明に合理性があるとは思われない。

(意見)

年度初めから締結されていることが必要な契約であれば、前年度から準備を進めることは避けられないし、現実には準備しているのであるから、書類上も正しい日付を記載すべきである。

8 財団法人徳島県埋蔵文化財センター

(問題点)

(財)埋文センターでは、指定管理業務における経費処理に適切といえない点や、県と(財)埋文センターとの委託契約の委託費算出の方法に合理性や客観性があるのか疑問のある点があった。

(意見)

(財)埋文センターについては、多額の県費が支出されているという事情に鑑みても、指定管理業務での経費処理や委託業務での変更契約手続において、より客観的で合理性のある処理を行うべきである。

9 文化の森総合公園文化施設

(問題点)

外部監査で指摘や意見を述べているにもかかわらず、措置の対象外とされているものが少なからずあった。その理由は、他の指摘・意見と重複あるいは関連するため措置の検討対象から除外したとのことである。

しかし、明らかに別個の指摘・意見と思われるものについても内容が重複するかと判断し措置の検討対象外としているものもあった。

(意見)

外部監査における指摘・意見については、たとえ重複あるいは関連すると思われるものについても県で独自に措置の検討の可否を判断するのではなく、すべて措置

の検討対象とし措置の状況の公表をすべきである。

(問題点)

指摘・意見に対して措置が講じられておりその旨公表されているが、形式的な対応にとどまっています指摘・意見の趣旨からすると措置が講じられているとは認めがたいものがあった。

(意見)

指摘・意見については、形式的な対応をするのではなく、指摘・意見の趣旨に沿った形で措置を講じる必要がある。

(問題点)

指摘・意見に対して措置を講じていないものがあった。

(意見)

外部監査の指摘・意見については、速やかに措置を講じるか、あるいは措置を講じる必要がないと判断するのであれば、その理由を付して公表すべきである。

(問題点)

平成19年度の外部監査でも指摘されているとおり、措置を講じたもの、措置を講じていないものそれぞれについて公表のあり方に問題がある。

(意見)

措置を講じたものについては、その公表内容が講じた措置の概要の記載に留まっているため、措置の十分性についての第三者による検証が不可能であるばかりでなく、そもそもその内容の把握すら困難である。措置を講じたものについての公表は、できる限り詳細にその内容を記載する必要がある。

措置を講じていないものについては、何ら公表がされていないため、措置が不要あるいはできないのか、措置をすべく検討中なのか、検討すら行っていないのかが不明である。地方自治法においては、措置を講じたものの通知、公表についてのみ規定されているが、措置を講じていないものについても、その旨及び措置を講じていない理由を通知、公表するとともに、措置をすべく検討中のものについては、定期的に検討状況を通知、公表するべきである。